



出身国情報報告書

ガーナ

---

2010年9月30日

英国国境庁  
出身国情報局

---

## 目次

### 序文

### 最新ニュース

#### 2010年9月1日から9月19日までの出来事

	項目
背景情報	
1. 地理 .....	1.01
<b>Map</b> .....	1.06
2. 経済 .....	2.01
3. 歴史 .....	3.01
<b>2000年までの独立(1957年)</b> .....	3.01
<b>2000年以降の選挙及び政治的發展</b> .....	3.02
種族間の対立 .....	3.05
国際的な舞台 .....	3.07
4. <b>2010年の最近の動向</b> .....	4.01
政治的所属 .....	4.01
児童労働 .....	4.03
経済 .....	4.04
移住 .....	4.06
5. 憲法 .....	5.01
6. 政治制度 .....	6.01
人権	
7. はじめに .....	7.01
8. 治安部隊 .....	8.01
概観 .....	8.01
国軍 .....	8.02
警察 .....	8.06
家庭内暴力及び被害者支援部隊 .....	8.10
<b>警察による人権侵害</b> .....	8.11
拘留者に関する残虐行為及び虐待 .....	8.12
逮捕及び拘留する権利の違反 .....	8.14
腐敗 .....	8.18
苦情の手段 .....	8.21
人権及び行政の正義に関する委員会 .....	8.21
警察諜報及び専門基準局 .....	8.23
<b>国家警察</b> .....	8.27
9. 司法制度 .....	9.01
組織 .....	9.01
独立性 .....	9.03
公正な裁判 .....	9.07

10. 逮捕及び拘留 – 法的権利 .....	10.01
11. 拘置所の環境 .....	11.01
12. 死刑.....	12.01
13. 政治的所属 .....	13.01
政治的表現の自由.....	13.01
結社及び集会の自由 .....	13.03
野党グループ及び政治活動家.....	13.06
14. 演説及びメディアの自由 .....	14.01
ラジオ、テレビ、インターネット及び活字メディア .....	14.04
ジャーナリスト .....	14.08
15. 人権機関、組織及び活動家.....	15.01
人権及び正義に関する委員会 (chraj).....	15.03
16. 腐敗.....	16.01
17. 宗教の自由 .....	17.01
概観 .....	17.01
宗教人口学.....	17.04
トロコシ .....	17.05
18. 民族集団 .....	18.01
民族人口学.....	18.01
国や社会の態度及び行動.....	18.03
19. レズビアン、ゲイ、両性愛者及びトランス・ジェンダー.....	19.01
法的権利 .....	19.01
国家当局の扱い及び態度.....	19.04
社会の扱い及び態度 .....	19.07
レズビアン .....	19.14
トランス・ジェンダーの者 .....	19.15
20. 障害.....	20.01
精神障害 .....	20.03
政府機関及び NGO.....	20.04
21. 女性.....	21.01
概観 .....	21.01
法的権利 .....	21.07
政治的権利 .....	21.09
社会的及び経済的権利 .....	21.10
教育.....	21.12
雇用.....	21.13
売春.....	21.14
性と生殖に関する権利.....	21.15
墮胎.....	21.17
結婚.....	21.18
離婚.....	21.21
未亡人 .....	21.22
女性に対する暴力.....	21.23
ドメスティック・バイオレンス .....	21.25
社会的暴力.....	21.27
魔術.....	21.29
女性器の暴力的な切除.....	21.34
利用可能な政府及び NGO の支援 .....	21.39
22. 児童.....	22.01

概観 .....	22.01
法的権利 .....	22.05
教育 .....	22.07
児童に対する暴力.....	22.10
Kayaye ストリートガール .....	22.14
児童労働 .....	22.15
不法取引 .....	22.18
児童の保護及び支援 .....	22.19
養護施設 .....	22.20
NGO.....	22.22
<b>23. 不法取引 .....</b>	<b>23.01</b>
<b>24. 医療問題 .....</b>	<b>24.01</b>
治療及び薬の利用可能性についての概観 .....	24.01
HIV/エイズ-抗レトロウイルス治療.....	24.05
がん治療 .....	24.08
腎臓透析 .....	24.09
精神的健康 .....	24.11
<b>25. ガーナ内の移動の自由 .....</b>	<b>25.01</b>
<b>26. 公民権と国籍 .....</b>	<b>26.01</b>
<b>27. 出口及び帰国 .....</b>	<b>27.01</b>

## Annexes

**Annex A – Chronology of major events**

**Annex B – List of abbreviations**

**Annex C – References to source material**

## 序文

- i この出身国情報に関する報告書(COI Report)は、亡命申請/人権関連の決定プロセスに関与する職員の利用に向けて、英国国境庁(UKBA)の COI 局が作成した。同報告書は、英国で請求される亡命/人権申請において最も共通して提起される問題について、全般的な背景情報を提供する。報告書の本文には 2010 年 9 月 19 日時点で利用可能な情報が掲載される。この報告書は 2010 年 9 月 30 日に公表された。
- ii この報告書は広い範囲の公認外部情報源から作成された資料を総括したものであり、UKBA の意見または政策を一切含むものではない。報告書に掲載されるすべての情報は本文全体にわたって、最初の情報源の出典資料に帰属し、亡命/人権関連の決定プロセスに取り組む職員が利用できるようになっている。
- iii 同報告書は亡命および人権申請で提起される主な問題に焦点を当てた特定の出典資料を抜粋して編集することを目的とする。テーマの扱う項目によっては、ウェブリンクのみが提供されている亡命/人権申請において扱われていることが、まれにある。同報告書は詳細な調査あるいは包括的調査を意図したものではない。詳細な説明については、関連する出典文献を直接検討するとよいだろう。
- iv COI 報告書の構成および形式は、特定問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、必要な主要項目を直接閲覧するために目次頁を利用する UKBA の意思決定者、ならびに申請提示担当官が使用する様式を反映している。重要な問題はたいていの場合、専用の項目で多少とも掘り下げて取り上げられる他、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って報告書の構成にはいくつか反復する箇所がある。
- v この COI 報告書に掲載される情報は、情報源の文献から特定できるものに限定される。特殊な話題に関連するすべての局面を網羅するために全力を尽くしているが、必ずしも関連情報を入手できるとは限らない。これにより、同報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことが重要である。例えば、特殊な法律が可決されたという記述がある場合、記述がない限り有効に実施されたと解釈されてはならない。同様に、例えば、情報がない場合、特殊な出来事や行為が発生しなかったことを、必ずしも意味するものではない。
- vi 上述の通り、この報告書は、信頼できる多くの情報筋が抜粋を行い編集したものである。報告書を取りまとめるに当たっては、異なる出典文献ごとに提供された情報間の矛盾を解決する試みは行われなかったが、可能なら、確実にバランスの取れた全体像が示されるように、COI は、矛盾を同時にもたらしさまざまな範囲の出典を提供することを目的とするであろう。例えば、出典文献ごとに、記載される個人、場所および政党名の訳語や表記が異なることはよくあることである。COI 報告書は表記の一貫性を生むことではなく、情報筋の出典文献で用いられた表記を忠実に反映することに主眼を置いている。これと同様に、数字もそれを提供した出典文献ごとに異なることがあるため、出典元の本文通り単純に引用した。「原文通り」という用語は本書で

は、引用された本文の誤った表記または誤字を示す目的でのみ使用した。つまり、その使用は、資料の内容に関する意見を含意するためのものではない。

- vii 報告書は実質的に過去 2 年間に発行された出典文献に基づいている。ただし、直近により近い文献では入手できない関連情報を掲載するという理由から、それより古い出典文献が一部掲載された可能性もある。出典はすべて、この報告書が発行された時点で関連があるとみなされた情報を掲載するものである。
- viii この COI 報告書および添付する出典資料は公文書である。COI 報告書はすべて、内務省ウェブページの RDS 欄上で公表されており、本報告書に関しては、出典資料の大部分がパブリックドメインで常時閲覧できる。同報告書で特定される出典文献が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクがアクセス歴の日付と共に記載される。官庁または購読サービスが提供する文献等の、アクセス可能性の低い出典文献の複製は、要請に応じて COI から入手することができる。
- ix COI 報告書は亡命受入国上位 30 カ国について定期的に公表される。特定の運営上の必要性がある場合、上位 30 カ国以外の国の報告も公表されることがある。UKBA 職員も情報要請サービスに常時アクセスし、特定の調査を要求することができる。
- x COI 局はこの COI 報告書を作成するに当たって、利用可能な出典資料の正確かつ偏りのない要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見または出典資料の追加に関する提言は常時受け付けており、以下の通り UKBA まで送付されたい。

#### 出身国情報局

英国国境庁

St Anne House

20-26 Wellesley Road

Croydon

CR0 9XB

United Kingdom

電子メール: [cois@homeoffice.gsi.gov.uk](mailto:cois@homeoffice.gsi.gov.uk)

ウェブサイト: [http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country\\_reports.html](http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html)

### 国情報に関する独立諮問委員会

- xi 国別情報独立諮問団体(IAGCI)は、UKBAの出身国情報資料の内容についてUK国境庁の主任調査官に勧告を行う意図で 2009 年 3 月に同調査官によって設立された。IAGCIはUKBAのCOI報告書、COIの重要文書その他の出身国情報資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの職務に関する情報は、同調査官のウェブサイト<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk> で閲覧可能である。
- xii この職務過程において、IAGCIは選定されたUKBAのCOI文書を見直し、この文書に特定したより一般的な勧告を提示する。IAGCI又は国別情報諮問会議(2003年9月から2008年10月までにUKBAのCOI資料を調べた民間組織)が

見直した COI 報告書及びその他の文書の総覧は、  
<http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/> で入手できる。

- xiii 注意：IAGCI の役割は UKBA の資料や手順を擁護することではない。同団体が検討した一部の資料は、猶予のない上訴(NSA)リストに指定若しくは指定が提案される国に関係する。かかる場合は、同団体の職務はある特定の国を NSA に指定する決定又は提案、若しくは NSA のプロセス自体に関する決定若しくは提案に賛同する含意を示すことと解釈してはならない。

**国別情報独立諮問団体の連絡先:**

英国国境庁独立主任調査官

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

電子メール: [chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk](mailto:chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk)

ウェブサイト: <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

## 最新ニュース

### 有用なニュースリンク及び情報源

BBC News <http://news.bbc.co.uk/>

UNHCR Refworld

<http://www.unhcr.org/refworld/publisher,UNHCR,COUNTRYPOS,,,0.html>

ECOI.net <http://www.ecoi.net/>

カナダ移民難民委員会の National Documentation Packages

[http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/index\\_e.htm?id=1140](http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/ndp/index_e.htm?id=1140)

GhanaWeb<http://www.ghanaweb.com/>

Afrol news [www.afrol.com](http://www.afrol.com)

### 2010年9月1日から9月19日までの出来事

9月19日 日曜日の警察発表によると、葬儀参列者を載せたトラックが道をそれ、週末のガーナ北部で衝突、25人が死亡した他103人が病院へ運ばれた。

AFP、2010年9月19日、25人の会葬者がガーナの道路で衝突し死亡

<http://www.google.com/hostednews/afp/article/ALeqM5jdclvE4Lrnz3G83PmMAMro-Fc93g>

2010年9月19日アクセス

ガーナ国内の移動の自由の項を参照のこと

9月16日 人権及び行政上の正義に関する委員会(CHRAJ)委員長 Emile Short は、国内の最近の補欠選挙から集められた不健全な合図は、ガーナの不安定な民主主義に大きな脅威をもたらす、と語る。

Myjoyonline、2010年9月16日、Emile Short は、ルワンダ大虐殺がガーナで起きる可能性があるかと警告する。

<http://news.myjoyonline.com/politics/201009/52293.asp>

2010年9月21日アクセス

政治的所属 及び 民族に関する項を参照のこと

9月13日 米国政府及びチョコレート業界は月曜日、世界のココアの大半が栽培されているアフリカの2国(ガーナ及びコートジボワール)において、児童労働—そのいくつかは強制的かつ危険—を止めさせる助けとするため、1700万ドルの支援を行うことを約束した。

McClatchy Newspapers、2010年9月13日、米国、業界は、ココア収穫における児童労働を止めさせるため、何百万ドルもの支援を約束する。

<http://www.kansascity.com/2010/09/13/2221137/us-industry-pledge-millions-to.html>

2010年9月21日アクセス

児童労働に関する項を参照のこと

9月10日 職員の発表によると、隣国ブルキナファソが、豪雨の折あふれていたダムの放水路を開放した後、ガーナで17人が死亡した。  
Associated Press、ガーナ: 2010年9月10日、隣国でダムがあふれた後、17人が死亡

<http://www.google.com/hostednews/ap/article/ALeqM5ifG4w0POgOMaugadha4xq2MHCwoAD9I510001>

2010年9月21日アクセス

地理に関する項を参照のこと \_\_\_\_\_

9月4日 ガーナメディア擁護プログラム(G-MAP)である児童人権非政府組織(NGO)は、個人、組織及び政府に対し、児童を国の最重要資産と考え、かつ、児童の安全、福祉及び発展を保証するための具体的措置を講じるよう、要請した。

Peacefm、2010年9月4日、NGOはガーナ人に対し、児童の安全及び発展を保証するよう、要請した。

<http://news.peacefmonline.com/social/201009/78479.php>

2010年9月21日アクセス

児童に関する項を参照のこと

9月3日 ガーナは、2015年の千年紀発展目標に先立ち、貧困を半減させる可能性のあるアフリカ数カ国のうちの1つである。

Joyonline、2010年9月3日、ガーナはMDGに向けて進んでいる。

<http://news.myjoyonline.com/news/201009/51690.asp>

2010年9月21日アクセス

経済に関する項を参照のこと \_\_\_\_\_

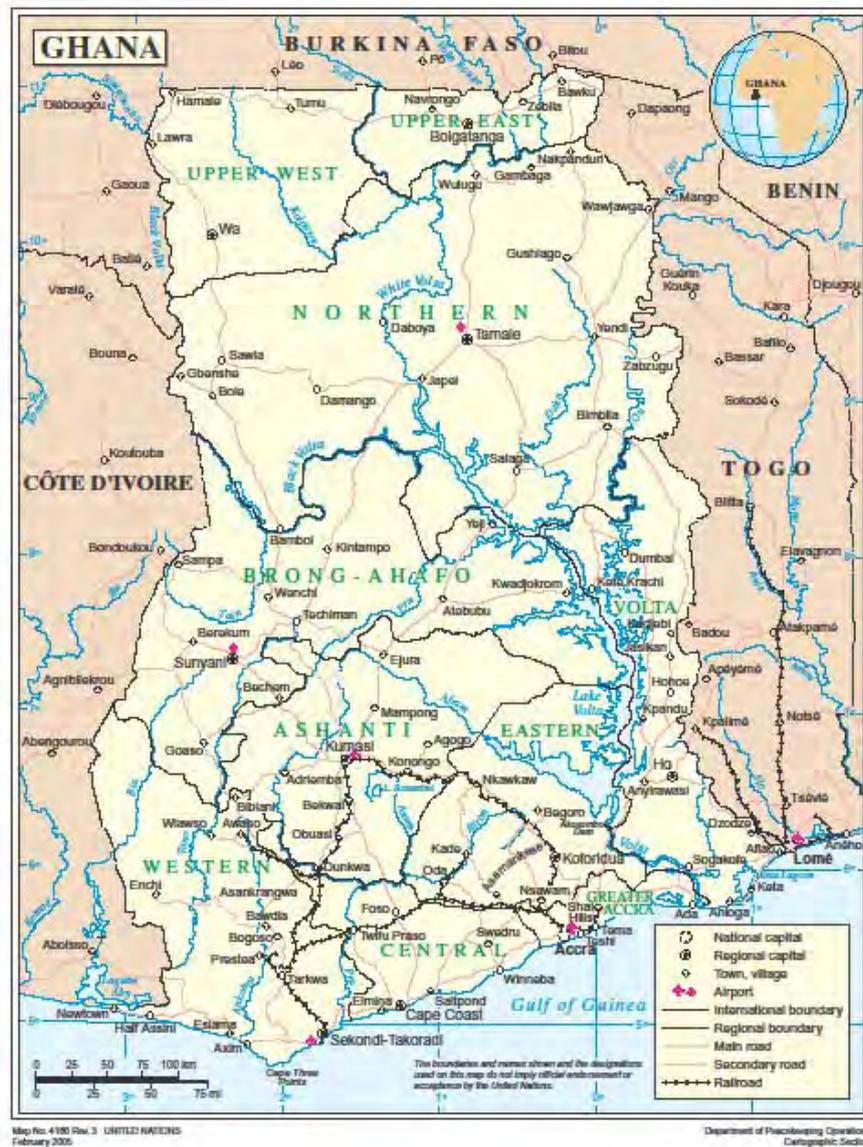
## 背景情報

### 1. 地理

- 1.01 2010年3月31日にアクセスした Europa World Online が、ガーナ国別プロフィールにおいて、「ガーナ共和国はアフリカ西岸にあり、西にコートジボワール、東にトーゴと接する。北はブリキナファソと境界を接している...首都は Accra である。」と指摘した。[1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都) 同じ情報源は、ガーナの面積は 238,537 平方キロメートルである、と指摘した。[1a] (面積及び人口) 有名な都市は他に、「Kumasi、Tema 及び Sekondi-Takoradi」である。(米国国務省(USSD) 背景メモ、2010年3月) [2a] (民族)
- 1.02 2009年、人口は 2490 万人であったと見積もられた。(中央情報局、ワールド・ファクトブック、ガーナプロフィール、2010年3月21日更新) [2a] 「ガーナの人口は、海岸部沿いと Accra や Kumasi の主要都市に集中している。」(USSD 背景メモ、2010年3月) [2a] (地理)
- 1.03 2010年3月31日にアクセスした Europa World Online が、ガーナ国別プロフィールにおいて述べたところによれば、「英語が公用語であるが、10の主要母国語があり(各々に 250,000 人を超える話し手がいる)、最も広範に話されているものは、アカン語、エウェ語、モシ・ダゴンバ語及びガー語である。住民の多くは、伝統的な信仰や慣習に従う。キリスト教徒は人口の約 69%を占める。」 [1a] (位置、気候、言語、宗教、国旗、首都)
- 1.04 中央情報局、ワールド・ファクトブックが、主要な宗教として「キリスト教徒 68.8%(ペンテコステ派/カリスマ 24.1%、プロテスタント 18.6%、カソリック 15.1%、その他 11%)、イスラム教徒 15.9%、伝統的なもの 8.5%、その他 0.7%、なし 6.1% (2000年国勢調査)」であると記録した。[3a] (宗教)
- 1.05 法定休日一覧は、以下のリンク経由でアクセスできる、ガーナ政府公式ウェブサイトで見つけることが可能である。

<http://www.ghana.gov.gh/index.php>

[48]



1.06 2005年2月、UNHCRの地図製作部門が地図を製作した。[37a]

1.07 Perry Castaneda図書館の地図のコレクションには、一連のガーナ地図 (<http://www.lib.utexas.edu/maps/ghana.html>) がある。

## 2. 経済

- 2.01 2010年3月付、米国国務省ガーナに関する背景メモ(USSD 背景メモ)が述べたところによれば、

「GDP [国内総生産] (2008年): 161億2400万米ドル  
実質 GDP 成長率 (2008年): 7.2%  
1人当り GDP (2008年): 716米ドル  
インフレ率(消費者物価、2009年8月15日現在のガーナ政府データ): 19.48%」 [2a] (経済)

- 2.02 2010年3月24日に更新された中央情報局(CIA)、ワールド・ファクトブック、ガーナプロフィールが、経済を以下のように要約した。

「天然資源に十分に恵まれ、ガーナは、西アフリカ最貧国のおよそ2倍の1人当たり生産高を誇っている。それでも、ガーナは依然として、国際的な財政及び技術支援に大いに依存している。金及びココアの生産、そして個々の送金額が、外貨の主な調達源である。2010年後半または2011年前半には、原油生産の拡大が期待されている。国内経済は農業を中心に展開を続け、農業がGDPの約35%を占めると共に、労働人口、主に小地主の約55%を雇用する...金やココアの高価格と共に健全なマクロ経済運営が、2008年及び2009年のGDP成長持続の助けとなった。」 [3a] (経済)

- 2.03 2010年3月11日に公表された、米国国務省人権状況に関する国別報告2009年:ガーナが述べたところによれば、「今年の日額最低賃金2.65セディ(1.85ドル相当)は、労働者と家族のための、結構良い生活水準をもたらすものではなかった。さらに、公的部門で最低賃金法に関し広範に違反があり、また、成長しつつある民間労働力に対する公式の最低賃金はなかった。大部分の場合、家庭に複数の稼ぎ手があり、そして、家族が、家庭農園や他の家庭を基盤とした商業活動に従事した。」 [2b] (受け入れ可能な労働条件)

- 2.04 世界銀行は、更新された(2010年4月6日にアクセスした)ガーナ総覧において述べたところによれば、

「全ての主要所得層—最貧の者から最も裕福な者まで—は、1990年代初頭以降、経済拡大により利益を得てきた一方で、最貧の者が得た利益は、社会の残りの者よりはるかに少なかった...女性は男性より依然稼ぎがはるかに少なく、また貧しい女性は最も経済的に脆弱である。全ての宗教により収入が増加し貧困は減少したが、これらの増加や貧困の減少は、ガーナ北部においてはるかに公表されることが少なかった。」 [5a]

- 2.05 同じ情報源が、対外援助についても意見を述べたところによれば、「ガーナは現在、さまざまな援助形式で年間約10億ドルを受け取っており、そして援助は現在、以前よりはるかに効果的である。たくさんの援助が、道路のようないくつかの重要部門に対して行われ、また結果として、現在のガーナの道路の質ははるかに良くなっている。加えて、現在、寄付者は彼ら自身の間で援助を『協調して行い』、ガーナの社会経済的優先事項に対し、緊密に提携して行っている。」 [5a]

- 2.06 XE.com (2010年9月8日アクセス)は、為替相場は、1ユーロ=2.25 ガーナセディであると述べた。[4a]

第4.04項 最近の発展も参照のこと

### 3. 歴史

本項では、利用者に文脈を示すため、ガーナの近況について簡単に説明を行う。

#### 2000年までの独立(1957年)

- 3.01 2009年6月24日に公表された、2009年の出来事の内容とするフリーダムハウス、*世界の自由 2010年* ガーナに関する国別報告が指摘したところによれば、

「ガーナは、1957年に英国の統治から独立を果たした。1966年にカリスマ的独立指導者 Kwame Nkrumah が追放されて以後は、本国は15年間、一連の軍事クーデターにより揺れていた。後に続く軍事及び市民政府が、能力を欠き不正な状況でもある中で、相互に争った。」

「1979年、空軍将校 Jerry Rawlings が与党軍事政権に対抗しクーデターを謀り、そして、腐敗した上級陸軍将校の追放後、権力を市民政府に返上したものの、再度1981年12月に権力を掌握した。Rawlings の新政権は、残忍なまでに弾圧的で、政党を禁止し、かつ全ての反対意見を抑圧するものであると判明した。崩れかかった経済や政治的反対意見に直面し、同氏は最終的には、政党を合法化し、また1980年代後半に選挙を行うことに同意した。ただし、その選挙は自由でも公平でもなかったと考えられ、そして、Rawlings と同氏の所属する 国民民主会議(NDC)という政党が、そのまま実権を握った。1996年の選挙は広く国内外で尊重されていたが、Rawlings と NDC は再びその地位に留まった。」

「2000年、自由で公正な大統領及び議会の選挙により、(任期の制限により退任を余儀なくされた) Rawlings 及び NDC から、野党指導者 John Kufuor 及び同氏所属の新愛国党(NPP)へ平和的な権力移譲が行われた ...」 [6d]

#### 2000年以降の選挙及び政治的発展

- 3.02 2010年3月付で更新された、米国国務省ガーナに関する背景メモ(USSD 背景メモ)が述べたところによれば、

「2004年12月、8政党が議会選挙で争い、NPP (国民愛国党)や NDC (国民民主会議)など4政党が大統領選挙で争った ...いくつかの脅迫事件や小さな不正行為はあったにも関わらず、国内や国際的監視員は、選挙を広く自由で公正であると判断した...John Agyekum Kufuor が、NDC の前副大統領 John Atta Mills など他の3人の大統領候補者に対抗し、52.45%の得票により大統領に再選された。2000年から2004年までの選挙期間で30選挙区が作られ、結果、230人構成の議会となった。」 [2a] (第4共和政)

3.03 2009年6月24日に公表された、フリーダムハウス、*世界の自由 2009年ガーナに関する国別報告*が指摘したところによれば、

「2008年12月のガーナの大統領及び議会選挙は、首尾の良い民主的な権力移譲であるとして、広く賞賛された。野党国民民主会議(NDC)の候補者 John Atta Mills は、12月28日の大統領決選投票において、与党国民愛国党(NPP)候補者の Nana Akufo-Addo に辛うじて勝った。NDCがNPPの107議席に対し114議席を獲得したので、同様に議会内で権力が移った。早い時期に有権者登録に関し問題があり、最終的には全て選挙委員会が却下したものの、両党とも小さな選挙違反事例を報告していた。それにも関わらず、1年を通じて北部において、主要2政党支持者とライバルの民族グループの間で、散発的に暴力事件が起きた。」 [6a]

3.04 Europa World Online が指摘したところによれば、

「2009年1月初め、Millsは一時的に数人の重要な大臣職を指名し、その月末では全閣僚の指名承認は行っていなかった。2月半ば、財務及び経済企画大臣の Kwabena Dufuor 博士や内務大臣の Cletus Avoca など、最初の11人の大臣が新政権での職務の就任宣誓を行い、また、Betty Mould Iddrisu は、初の女性の法務長官及び法務大臣として指名された。その月末、防衛大臣の中将(退役) Joseph Henry Smith など他の多くの大臣が就任した。10人の新しい地域担当大臣も指名された。3月半ばまでで、大臣職就任の提案を受けた者のうち数人が、依然審査手続きを受けており、そして、航空、公的部門改革、議会、水産及び国家安全保障の各省が廃止されたにも関わらず、大臣及び副大臣の総数は75人に達していた。」

「2009年10月初め、保健大臣 George Sepa Yankey 博士及び Seidu Amadu 大統領府長官が辞任した。1990年代にガーナの役人に対し違法な支払いを行っていたとのことで、前月、英国の法廷により700万ドル超の罰金支払いを命じられていた英国の建設会社から、賄賂を受け取っていたとの申し立てを受けてのことであった。Mills 大統領はその後、Benjamin Kunbour 及び Joseph Nii Laryea Afotey Agbo をそれぞれ、保健大臣と大統領府長官に指名した。2人の前大臣への捜査指揮が行われる予定であった。」

「2010年1月、Mills 大統領は、Albert K. Fiadjoe 教授が委員長で9人の委員による憲法改正委員会を始動させた。本委員会は、2011年末に実施することが提案されている国民投票での承認に向け、1992年憲法の変更を提言する責任を負っていた。検討中であると思われていた変更事項には、死刑の廃止や、大統領が指名することが可能な大臣数の制限規定があった。2010年1月末、Mills は政府の組織改編を実行した。中でも注目すべきは、前司法副長官であった Martin Amadu が、Avoca と代わり内務大臣となり、さらに、交代は、情報、観光、雇用及び社会福祉の大臣職に対しても行われた。」 [1a]

## 種族間の対立

3.05 2009年7月16日に公表された、フリーダムハウス、*世界の自由 2009年ガーナに関する国別報告*が指摘したところによれば、

「2008年を通して、北部で種族間の対立が増加した。Kusasi族と Mamprusi 族の対立により約 15 人が死亡し、1 年の大半の期間、Bawku 地区で外出禁止令や武装禁止令が発令されるに至った。Dagbon 北部地区では、Adani 族と Abudu 族の間の緊張が続き、両種族とも、この地区における大首長の職の正当な後継者であると主張していた。これらの民族グループや、国の各々の政党の間にある忠誠の認識により、状況がさらに悪化するのみであった。」 [6a]

3.06 2010年3月11日に公表された、米国国務省人権状況に関する国別報告 2009年: ガーナ、2009年の出来事に関する報告が述べたところによれば、

「前数年に見られたように、首長権の論争が、死亡、負傷及び器物損壊を招いた。」

「2月4日、張り合っている部族間の土地争いにより、北部地区で2人が死亡した。同じ地区の別の事件では、土地の1区画の所有を巡る争いで、2月6日、1人が死亡し69の家屋が焼かれた。秩序を回復するため、警察が呼ばれた。年末時点では、以上の事例に関して新しい情報はなかった。」

「7月25日、暴徒が首長の住居に侵入し器物を損壊して、Volta 地区での Anloga の首長権論争が激化した。1人の放火犯が死亡した。現場に呼ばれた18人の警察官は暴動を防ぐことができなかった。」

「北東地区の Bawku では、継続している首長権や民族の論争により、1月、3月、4月、5月、6月、9月及び11月に暴動が発生した。暴動により、人権及び行政上の正義に関する委員会の Bawku 地区長など約15人が死亡し、器物が損壊された。軍隊や警察がこの地区に配備され、地方自治体は、暴動発生を受け外出禁止令の下に置かれた。この外出禁止令は変動し、12月は毎日、午前0時から午前5:00までであった。16人が、暴動関連の嫌疑で逮捕された。年末時点では、この事例に関し新しい情報はなかった。」

「8月、Accra の Agbogbloshie 地区にある Kokomba Yam Market で2人の男性が死亡した。2002年以來の北部地域での首長権争いでにらみ合っていた、敵対する民族間の衝突によるものであった。9月、同じ争いの結果、さらに3人が死亡した。年末時点では、以上の事例に関し新しい情報はなかった。」

[2b](1項a)

## 国際的な舞台

3.07 BBC ニュースが 2009年7月21日、オバマがアフリカに対する希望について語るといふ表題の記事で報じたところによれば、

「米国大統領バラク・オバマは就任後のサハラ以南への渡航中、アフリカは、世界における自身の運命に関して責任を負わなければならない、と述べた。オバマ氏は1日の滞在中ガーナ議会に向け、発展のためには良い統治が不可欠であると語った... ガーナは、その健全な民主主義の実績を理由に、同大統領訪問の目的地として選ばれていた。」

「[オバマ大統領は]... ガーナの業績は、20世紀の解放闘争ほど劇的ではなかったが、究極的にはより重要であったと述べ、ガーナ自身の進歩、統治及び経済成長を賞賛した。」 [19e]

ガーナの歴史に関する詳細な情報は、以下のリンクにアクセスして見つけることができる。

ガーナ政府ウェブサイト[48]

<http://www.ghana.gov.gh/index.php>

BBC ガーナ国別プロフィール[19a]

[http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/country\\_profiles/1023355.stm](http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/country_profiles/1023355.stm)

## 4. 2010 年の最近の動向

### 政治的所属

- 4.01 PeaceFMonline が 2010 年 7 月 23 日、議会が、民主主義、選挙及び統治に関するアフリカ憲章を承認するというレポートにおいて指摘したところによれば、

「木曜日の議会は、アフリカにおける民主的統治の利益の獲得を追求する、民主主義、選挙及び統治に関するアフリカ憲章を承認した。」

「定期的で自由かつ透明な選挙を実施することを通じ、政治権力が移行する文化を定着させることを追求する。本憲章は、野党など政党の権利や義務の概要を述べることにより、民主主義の特質を反映する。」

「本憲章に同意するアフリカ連合加盟国は、選挙運営に責任を負う、独立した公平な国家選挙機関を創立し強化することを約束するであろうし、選挙期間中及びその後の拘束的な行動規範があることを保証するであろう。」

[12c]

- 4.02 Bloomberg ニュースは 2010 年 8 月 8 日、ガーナの NPP が、2012 年の大統領候補として **Akufo-Addo** を選ぶという記事で、「ガーナの野党新愛国党は、2008 年大統領選挙に惜しくも敗れた **Akufo-Addo** を、昨日、2012 年の同選挙の候補として選んだ。」と報じた。[53a]

第13項政治的所属 も参照のこと

### 児童労働

- 4.03 PeaceFMonline が 2010 年 6 月 11 日、2015 年までに児童労働を排除するガーナという表題のレポートで指摘したところによれば、

「ガーナ政府は、UNICEF が指定した期限前の年である 2015 年までに、本国での最悪の形の児童労働を排除することを目的とした、国家行動計画をまとめた。本計画は、ガーナに、2010 年児童労働反対世界デー(WDAFL)を示す活動の一部として、公にされた。」

「本計画実行を主導するのは、雇用社会福祉省(MESW)及び女性児童省(MOWAC)である。他の社会的パートナーには、ガーナ・ジャーナリスト連合、国際労働機関(ILO/IPEC)がある。」

「本計画は、可能な限り短期間のうちに排除すべきである、最悪の形の児童労働の性質であるとして、9つの業務を指定している。これらは、児童売買、漁業、鉱業及び採石業、儀礼的強制労働及び商業的な性的搾取などである。」 [12b]

第23項不法取引 及び 第22.15項児童労働 も参照のこと

## 経済

4.04 BBC ニュースが 2010 年 6 月 30 日、倒壊後逮捕されたガーナの違法金鉱所有者という表題の記事で報じたところによれば、

「ガーナの警察は、多数の鉱山労働者が生き埋めとなった豪雨の後、日曜日に倒壊した違法な金鉱の所有者を逮捕した。約 100 人が、ガーナ中央部の Dunkwa-on-Offin での事故により死亡した恐れがある。」

「[...]多国籍企業は本国で操業しているが、村民は、しばしば自身の坑道を掘るか、廃止された鉱山で大金を得ようと望んでいる。このような場合は、あるにしても、安全措置がなされている場合は非常に少ない。」 [19f]

4.05 PeaceFMonline は、ガーナは手堅く経済運営している – IMF 専務理事は語るという、2010 年 7 月 12 日付の記事で指摘したところによれば、

「世界銀行のカントリー・ディレクター、Ishac Diwan 氏は、ガーナは手堅く経済運営しており、従ってドナー基金の注入は続けると語った。」

「週末、世界銀行の Accra 事務所で新聞記者と面談した Diwan 氏は、手堅く首尾の良い経済運営を理由に、本年 6 月、取締役会が、さまざまな事業やプロジェクト用資金として 7 億 2870 万ドルを承認したと語った。」

「すでに、ガーナ経済は、過去 12 カ月以内の開発努力を支えるため、世界銀行の承認する 11 億 1380 万ドルの利益を得ているところであると、同氏は語った。」 [12d]

第2項経済も参照のこと

## 移住

4.06 GhanaWeb は、ガーナ及び IOM は、移住問題に取り組むことを約束するという、2010 年 8 月 10 日付の記事で指摘したところによれば、

「ガーナは火曜日、国際移住機構(IOM)との共同協定に調印し、IOM が本国の移住問題に取り組むための基盤を作る。」

「協定により、IOM は効率的かつ効果的に、ガーナへの及びガーナからの移住者への支援を提供する政策課題を遂行し、人民の権利を獲得、保護する政府の目的に一致する法的な移住を保証する。」

「ガーナ初代である Alhaji Muhammad Mumuni 外務地域統合大臣は、労働者、学生及び専門家の移住は、現在の世界の特徴を定義していることとして認識されているが、全カテゴリーの移住者は、無国籍としてのステータスが理由で、彼らの権利や特権が悪用されやすかったと語った。」 [22i]

## 5. 憲法

5.01 2010年4月7日にアクセスした Europa World Online が、*ガーナ国別プロフィール*において指摘したところによれば、

「1992年4月28日の国民投票により承認された、第4共和政憲法の条項に基づき、ガーナには複数政党の制度がある。行政権は、国のトップであり国軍の最高司令官である大統領に与えられている。大統領は4年間の任期で、あらゆる成人の投票により選ばれ、そして副大統領を指名する(選挙前に)。大統領の在職年限の継続は、4年間で2期までに制限されている。また、投票総数の50%超を獲得する大統領候補がいない場合は、最高得票の2人の候補の間での新しい選挙が、21日以内に実施されることも規定されている。立法権は、4年間の任期で直接の成人の投票により選ばれる、230人の議員で構成する一院制の議会に与えられる。(この人数は、2004年12月の総選挙で200人から増加した。)閣僚は大統領が任命し、議会の承認対象である。憲法はまた、主として大統領の任命する者及び地域代表者からなる、25人構成の国策会議、そして20人構成の国家安全保障会議(副大統領が議長)も規定しており、それらはいずれも大統領への諮問機関として機能する。」 [1a] (憲法)

5.02 カナダ移民難民委員会は、1994年9月1日に公表された*第4共和政に関する更新*において、憲法の中にある人権条項の詳細を説明したところによれば、

「憲法には人権条項がいくつか含まれており、その大部分は『基本的人権及び自由』という表題の付いた第5章の中にある。第5章には、生命及び自由の権利の保護、奴隷及び差別からの保護、表現及び集会の自由などの市民及び政治的保証、また、『平等な労働に平等な賃金』、教育への平等なアクセス及び憲法の制限する範囲の文化的慣行の保護などの、経済的保証などが規定されている。第5章はまた、罪状認否なしの拘束に関する48時間の制限、人身保護令状に関する条項及び、非常事態を宣言または主張するため、行政官が満足させなければならない条件など、司法行政に保証を与えている。」 [7a]

5.03 ガーナ共和国憲法(1992年)は、以下のリンクによりアクセスすることが可能である。

<http://www.judicial.gov.gh/constitution/home.htm>

[29]

## 6. 政治制度

6.01 2010年4月7日にアクセスした更新済みの Europa World Online が、ガーナ国別プロフィールにおいて指摘したところによれば、

「1992年4月28日に国民投票で承認された憲法に基づき、ガーナは複数政党の制度を有している。行政権は、国のトップであり国軍の最高司令官である大統領に与えられている。大統領は最長で4年間で2期の任期で、直接の普通選挙で選ばれる。立法権は、4年間の任期で、直接の普通選挙で選ばれる230人構成の一院制の議会に与えられている。大統領は副大統領を指名し、また、議会の承認対象となる閣僚を任命する。憲法はまた、主として地域代表者及び大統領の任命する者からなる、25人構成の国策会議、そして副大統領が議長を務める20人構成の国家安全保障会議も規定しており、それらは大統領への諮問機関として機能する。」

「ガーナには10の地域があり、各々、地域調整会議が支援する地域担当大臣が代表を務めている。これらの地域は110の行政地区で構成され、各々に、地域最高責任者が代表を務める地域議会がある。地域議会により、そして地域の最高責任者議会により選ばれた代表者で構成される、リージョナル・カレッジは、国策会議の多くの代表者を選ぶ。」 [1a] (政府)

第13項政治的所属も参照のこと

## 人権

### 7. はじめに

7.01 米国国務省、人権に関する国別報告 2009 年: ガーナ (USSD 報告 2009 年) は、2009 年を要約した。

「警察による過度の実力行使、自警団員の暴力、厳しく生命に関わるような拘置所の環境、警察の腐敗及び刑事免責、長期の審理前拘留、強制的なデモの分散、政府のあらゆる部門の腐敗、女性器の暴力的切除 (FGM) など女性及び児童に対する暴力、女性、身体障害者、同性愛者及び HIV/AIDS 患者に対する社会的差別、女性及び児童の売買、民族的差別及び政治的、民族的動機による暴力、強制的児童労働など児童労働を原因とする死亡があった。」

[2b](はじめに)

7.02 2009 年、John Evans 教授の大統領としての選挙後、アムネスティ・インターナショナルは、「ガーナが過去何十年にもわたり行ってきた人権向上」を、ガーナが促進するために取り組む必要があるとアムネスティ・インターナショナルが思っていた、懸念のある分野の一覧を同氏に提示した。アムネスティ USA のウェブサイト上で作成された本リストにより、以下の懸念のある人権問題を確認した。

- 「死刑廃止
- 拘留されるガーナの拘置所などの場所における、耐え難い超過密状態の大幅な緩和
- 蔓延した女性に対する暴力の根絶及び男女同権を保証する立法改革
- 家庭、そして多くの場合、生活から何百人もの男性、女性及び児童を奪ってきた、強制的立ち退きの慣行の停止及び防止
- 違法な拘留の中止、及び公判を待機する何千人もの拘留者に対する、迅速かつ公正な裁判の保証 — 申し立てられた犯罪で指示された最長の懲役より長期間であることが多い
- 最近多数の殺人を招いてきた集団暴行をやめさせること
- ガーナが批准した条約に明白に示されているように、ガーナの国際的及び地域的人権の義務及び公約を、完全順守すること」 [17d]

7.03 2009 年 9 月 8 日に更新した、Jane's Sentinel Country ガーナのリスク評価、要旨；国の概観では、「世界で最も不安定な地域の 1 つの中で、本国はますます、国際的に安定性のとりでと見られている」と述べた。 [8c]

特定の人権問題についての情報は、以降の項を参照のこと

## 8. 治安部隊

### 概観

- 8.01 治安部隊には、警察、国家捜査局(BNI)(2008年12月4日更新、Jane'sの治安外国部隊による) [8a] 及び陸軍、空軍及び海軍からなる国軍があった(2010年7月30日更新、Jane'sの国軍による)。[8b] 2010年3月11日公表された米国国務省、人権状況に関する国別報告 2009年ガーナが、導入の項で、「文官当局が通常、治安部隊を効果的に保持したが、治安部隊の要員が、政府当局とは無関係に活動したという事例がいくつかあった。」と指摘した。それが、さらに述べたところによれば、

「警察は、10人構成の警察会議の権威に基づき、法と秩序を維持することに責任を負っていた。軍隊は、1年を通して警察活動に参加し続けた。ガーナ警察は内務省の中にある。別個の機関 BNI は、国の治安に重大であると考えられる事件を扱い、そして国家安全保障省に対し直接責任を負った。」 [2b] (第1項 d)

## 国軍

- 8.02 2009年8月21日に更新した Jane's, Sentinel 治安評価 - ガーナは、国軍は、1,000人の海軍及び2,100人の空軍と共に、陸軍5,800人の人員から構成されていると指摘した。[8b] (国軍) 国軍は今年、訓練生としてさらに1,200人採用する予定である。(2010年2月4日、平和 FM オンラインによる) [12a]
- 8.03 2010年8月9日にアクセスした、CIA ワールド・ファクトブックの兵役と義務のページで、ガーナは、2010年現在で有しているのは、「基本教育の証明を要する18歳の志願兵役制。徴兵制はない。」と記録した。[3b]
- 8.04 2009年8月21日に更新した、Jane's, Sentinel 治安評価 - ガーナが述べたところによれば、

「ガーナが以前政府に軍事介入した実績により、将来の政治的介入について懸念が生じたが、この西アフリカの国は、首尾よく自国軍を支配しているようである。ガーナ国軍(GAF)は現在、西アフリカ地区で最も専門的であると考えられており、国際連合及び西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)との平和維持活動に特化してきた。」 [8b]

- 8.05 USSD 報告 2009年、「軍隊は1年を通して、警察活動に参加し続けた。」と述べた。[2b] 1項 d)

## 警察

- 8.06 2010年4月27日にアクセスした、更新済みのガーナ警察(GPS)公式ウェブサイトが指摘したところによれば、

「ガーナ警察は、12の行政区、すなわち、Tema、Ashanti、Brong Ahafo、東部、Volta、西部、中央部、北部、鉄道、港湾、北東部及び北西部地区に分かれている。」

「各地区の下には、以下のものがある。」

「部門長指揮による51の警務部門、  
地区長指揮による179の警察管轄区域及び、

## 署長監督による 651 の警察署及び職位

「警察には 23,000 人強のマンパワーがあり、男女比は約 7:3 で、警察文民比は約 1:1200 である ... ガーナ警察は何年にもわたり、大きな変革を経験してきた。」

「現在中心にあるのは、犯罪との格闘において大衆と戦略的パートナーシップを形作ることである。潜在的な犯罪問題を確認する際に地域コミュニティと関わり、また警察と共にそれらを検証する戦略を策定するため、コミュニティによる警察活動が現在促進されているところである。」 [14b] (広範な情報)

詳細な情報はガーナ警察公式ウェブサイトを参照  
[http://www.ghanapolice.info/broad\\_formation.htm](http://www.ghanapolice.info/broad_formation.htm) [14b]

8.07 2009 年 3 月 6 日に更新した **Jane's, Sentinel** 治安評価が述べたところによれば、「ガーナの関税及び間接税サービスは、警察業務の一部として行われ」、また、「ガーナには国境警備隊自体がない。国境のチェックポイントは、入国管理局及び関税及び間接税サービスにより、要員配置されている。軍隊は、ココアや石油の密輸に対する限られた国境治安警ら隊を指揮するが、ガーナの長い国境を監視するには、能力は限られていた。」 [8a] (治安外国サービス)

8.08 2010 年 3 月 11 日に公表された **USSD** 報告 2009 年が指摘したところによれば、「警察は、殺人、法医学、家庭内暴力、人身売買、ビザ詐取、麻薬及びサイバー犯罪のために、**Accra** に特別部隊を保持した。ただし、このようなサービスを全国的に拡大するには、事務所手配、警察車両や、首都外の装備が不足するなど、大きな障壁があった。」 [2b]

8.09 2009 年 4 月 30 日に公表された、米国国務省 **テロに関する国別報告 2008 年**—ガーナは、「ガーナ議会は、裁判所命令により、警察が通信内容を傍受することが可能になる反テロ法を通過させた。」と指摘した。 [2d]

## 家庭内暴力及び被害者支援部隊

8.10 2010 年 4 月 27 日にアクセスした、更新済みの **GPS** の公式ウェブサイトが述べたところによれば、「家庭内暴力に関する女性、児童などの被害者の窮状に対しても、このサービスが特別に注意を払っている。家庭内暴力被害者支援ユニット [DOVVSU] は地域一帯に事務所を有し、このような事件を取扱っている。」 [14b] (広範な情報) 2009 年 7 月 23 日に更新した、米国国務省領事、国際旅行局、**ガーナ国別特殊情報** が述べたところによれば、「ガーナは、ガーナ警察内に、特化した家庭内暴力被害者支援ユニット [DOVVSU] を保持し、家庭内暴力の被害者、特に女性と児童を支援する。本ユニットは、法の執行責任に加え、医療機関やカウンセラー、そしてコミュニティ支援サービスにも、被害者を差し向けることが可能である。」 [2c]

第 21 項女性 も参照のこと

## 警察による人権侵害

#### 8.11 USSD 報告 2009 年が述べたところによれば、

「警察は、その残虐行為、汚職及び怠慢に関する事件で、繰返し非難された。刑事免責は依然として問題であった。容疑者起訴の遅れ、警察と犯人との協力のうわさ、そして警察の愚劣さが広く認知されたことが一因となり、1年を通して自警団の暴力が増加した。警察が、逮捕された者の不満な仕事仲間からの賄賂の見返りに、個人的な借金取立人を演じたり、違法な通行検問所を設けたり、また人民を逮捕したりすることにより、金を巻き上げたという信憑性のある報告もあった。」

「政府の役人は、汚職に関するゼロ容認政策が警察など治安担当職員に適用されたが、予定通りに払われないこともあった低い給料が一因で、個々の警察職員が賄賂を要求するような傾向を生んだ、と述べた。」 [2b] (第1項 d)

### 拘留者に関する残虐行為及び虐待

#### 8.12 USSD 報告 2009 年が、拷問などの残虐で非人間的、または体面を傷つける扱いや処罰を内容とする項において、指摘したところによれば、

「憲法や法律は、このような慣行は禁じている。ただし、警察が、容疑者、囚人、デモ参加者などの人民を、殴打し虐待したという信憑性のある報告があった。警察の留置場での容疑者への激しい殴打は、本国中で行われたと報じられているが、大部分は公式ルートでは報じられないままであった。大部分の事例では、警察は申し立てを否定したか、実力行使は周囲の事情により正当化されると主張した。」

「1年を通じて死を招いた警察の残虐行為の多くの事例により、いくつかの NGO、法律家及び人民社会組織は、過度に実力を行使するような警察の傾向を、公に非難し、また責任にある者に対し行動を起こすように、警察監察長官 (IGP) に要請することとなった。」 [2b] (1 項 c)

#### 8.13 2010 年 4 月 7 日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* – ガーナが述べたところによれば、「拷問や身体的虐待には憲法上の禁止規定があるが、凶悪犯罪の疑いをかけられた拘留者が、警察の留置場で暴行を受けたと報じられた事例があった。これは近年増えてきており、その加害者はほとんど責任があるとはされていない。」 [6b] (人民の自由)

### 逮捕及び拘留する権利の違反

#### 8.14 USSD 報告 2009 年は、「憲法及び法律は、恣意的な逮捕や拘留からの防御を規定しているが、政府は必ずしもこれらの禁止規定を守ってはいなかった。」と述べた。同じ情報源がさらに述べたところによれば、

「憲法は、拘留された者は直ちに、その者が理解可能な言語で、その拘留理由及びその者に弁護士や通訳を国費で雇う権利があることを、通知されるべきであると規定している。大部分の事例では、弁護士は、遅れる例はあったが直ちに割り当てられていた。法律は、逮捕には裁判所の命令による令状を求めており、48 時間以内での罪状認否手続きを規定している。法律は、裁判

所が決定した『合理的な時間』内に公判にかけられなかった拘留者は、無条件または、その者が、後日法廷に出頭することを保証するために必要な条件に従い、解放されなければならないと定めている。また法律は保釈も定めている。ただし、実際は、48時間を超える拘留が非難されなかったり、逮捕令状が取られていなかったり、また、捜査実施中に、逮捕状を更新あるいは単に失効させることにより、時間無制限に拘留したりするなど、これらの権利の悪用が多く発生した。」 [2b] (1 項 d)

- 8.15 同じ情報源が、時間の長い公判前の拘留が、以前として重大な問題であると指摘した。Prisons Service の 2008 年アニュアルレポートによると、拘置所に居る者の 30.5%は、公判を受ける前の状態にある者であった。拘留者が、要求された懲役刑より長く、公判を待ちながら拘置されたこともあった。[2b] (1 項 d)

- 8.16 2007 年 12 月 7 日に公表されたコモンウェルス人権イニシアチブ報告、警察、人民、政治：ガーナの警察の説明責任 2007 年が述べたところによれば、

「ガーナが本拠地である人民社会組織、公益法センターは、拘留者や容疑者の再拘留、及びそれらの者の司法制度の利用について調査するプログラムを運営している。このプロジェクトにより、拘留者は、公判前 48 時間以内に決まって連れてこられているわけではないこと – そして場合によっては、週末ずっと容疑者を拘置所に拘留できることになるように、警察官が故意に金曜夜に逮捕することで規則を回避することが、明らかとなっている。同じプロジェクトで、逮捕が、捜査結果に基づく結論としてよりも、捜査ツールとして使用されている – 複数の容疑者が特定される際、警察はそれらの者全てを逮捕することが多い – ことが判明した。」 [10a] (腐敗)

#### 第 11 項 拘置所の環境も参照のこと

- 8.17 ウェブサイト AllAfrica.com に掲載された、クロニクル 2009 年 3 月 10 日付の無料法律サービスを提供する NGO という記事において、Charles Talyi-Boadu が書いたところによれば、

「独立非政府組織(NGO)人権及び人民の自由センター (CHURCIL)は、令状が失効してしまっているが、正当な理由なく本国内の拘置所で保留され続ける再拘留者に対し、無料法律サービスを提供することを提案した。」

「これは、これらの再拘留者の大部分が、公判中に、法廷でそれらの者を防御する弁護士のサービスを経済的に利用することができない、という事実を鑑みてのことである。」 [11a]

## 腐敗

- 8.18 2009 年 10 月に更新した、ガーナ国別プロフィールの中のビジネス反腐敗ポータルが述べたところによれば、

「いくつかの調査や報告によれば、ガーナ人は、ガーナ警察が、ガーナにおいて最も腐敗して不正を働く機関の一つであると考えている。交通警察は、運転者から直接、非公式な手数料を搾り取ることで知られている ... 警察は、本国内で最も腐敗している機関の一つであると広く認識されているが、警察に

対する腐敗に関する苦情を処理する、効果的なメカニズムは整えられていない。このことは、警察職員が、起訴、処罰され、または解雇されることがほとんどないことを意味している。役所の手続きは時間がかかり、そして検察側証人に対する法的保護が欠如しているゆえ、刑事司法メカニズムを通し、警察に腐敗を報告する人々はほとんどいない。その結果、過去 10 年、刑事司法メカニズムを通し腐敗が訴えられた事例は 1 件もない(起訴については、人権及び行政上の正義に関する委員会、及び重大不正監視局が取り扱っている)。」 [9a] (警察)

8.19 2007 年 12 月 7 日に公表されたコモンウェルス人権イニシアチブ報告、警察、人民、政治：ガーナの警察の説明責任 2007 年が述べたところによれば、

「ガーナ人の 92%が、ある時点で警察に賄賂を渡したことがあった。警察のあらゆる階級の者 – 下位階級の交通巡査から、被害届を出した人に余分な現金を要求した中位階級の職員、密輸に失敗した麻薬から何袋ものコカインをかすめ取った上位階級の職員に至るまで – がまん延した腐敗で責任を問われてきた...」

「警察の下位階級の者においては、見て見ぬふりをするため、または警察機能を適切かつ効果的にする潤滑油にするため、賄賂が使用されている。交通管理は特定の問題である。ガーナのクロニクル紙の意見記事において、Augustina Akwei は、『私たちの高速道路をパトロールする私たちの警察職員が、運転者が交通規則を効果的に守っているか否かをチェックせずに、恥もなく衆人環視の中で、運転者から金を巻き上げているのを見るのは、悲しむべきことで残念である。』と嘆いた。」 [10a] (腐敗)

8.20 同じ報告に、クロニクル紙 2006 年 7 月 20 日付の別の記事が掲載されていた。「事件が警察署で報告されると、賄賂を受け取る機会となることが多い。彼らは、大して手助けはできないという印象を作り出す。被害者に、帰宅してそのままにしておくように忠告することもある。しかし、すぐに数千セディが手渡され、彼らは、納税者の『金』が支払われた仕事に臨む熱意で、生き生きしてくる。」 [10a] (腐敗)

第 16 項 – 腐敗も参照のこと

## 苦情の手段

### 人権及び行政の正義に関する委員会

8.21 USSD 報告 2009 年は、「人権及び行政の正義に関する委員会(CHRAJ)は、人権侵害、腐敗及び職権乱用を調査する独立行政委員会である。」と指摘した。[2b] (第 1 項 c) 2010 年 4 月 27 日にアクセスした更新済みの委員会自身のウェブサイトは、その使命は、「...ガーナの全人民のため、基本的人権と自由、及び行政上の正義を促進、保護し、実行することにより、十分な統治、民主主義、誠実、平和及び社会的発展の規模を高めること」であると指摘した。[13a]

8.22 USSD 報告 2009 年が述べたところによれば、

「CHRAJ は、政府機関または民間会社に対し苦情を持った個人が持ち込んだ事例を、仲裁し解決した。」

「CHRAJ は、政府からの何のあからさまな干渉もなく、機能した。ただし、批評家の中には、独立して高水準な腐敗を調査する能力に、疑問を感じる者もあった。その最大の障害物は、十分な資金がないことで、それにより、低賃金、労働条件悪化を招き、また、他の政府や非政府機関にその職員の多くが不足することとなった。ただし、CHRAJ への大衆の信頼が高いことにより、その職員の仕事量が増加し、職員の給料は、慢性的な資金不足や行政上の問題によって、遅れることが多かった。」 [2b](第5項)

本委員会についての詳細は、第 15 項: 人権及び行政上の正義に関する委員会に進むこと

### 警察諜報及び専門基準局

8.23 2010年4月27日にアクセスした更新済みのガーナ警察公式ウェブサイトは、自身の調査業務の詳細について掲載した。「以前の、ガーナ警察監視及び査察部隊(MIU)である警察諜報及び専門基準局(PIPS)は、警察職員の行為に関し、大衆からの苦情を受け取り調査するため設立された部隊である...副本部長が統括している。」 [14a]

8.24 2010年4月7日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* - ガーナが述べたところによれば、

「治安部門人権侵害の場合、刑事免責が依然として問題である。警察諜報及び専門基準部隊(PIPS)が、侵害に関する不平を受け取り調査する。PIPS は、以前の警察説明責任メカニズムより効果的であると考えられているが、警察と裁判官の結託が公正な手続きを妨害し、事件が長期延期となることが多い... 腐敗は警察部隊内によくあることであるが、CHRAJ または重大不正監視局による調査は依然として疑わしい... 軍隊の虐待は、罰を免れることもあり、または、公判前何カ月あるいは何年も、法務長官室で惨めに暮らすこともある。2007年3月、21歳の Evans Kusi が3人の兵士の命令に背いて、3人の兵士が彼を殺害したと言われている注目を浴びた事件は、示談で静かに事件を解決する試みを阻止した事例に関し、大衆に認知させるマスメディアの努力の後、最終的に出頭が命じられた。それにも関わらず、兵士のうち2人は、保釈として解放され、そして、法務長官は、公判を2008年中延期し続けた。」 [6b] (法の規則)

8.25 USSD 報告 2009年が指摘したところによれば、

「33人構成の警察諜報及び専門基準部隊(PIPS)が、人権侵害や警察の職権乱用を調査した。2008年は合計491件であったのに比較して、PIPS は、1月から9月までで[2009年]、883件の新しい事件を受け付けた。468件の事件の調査が完了し、そして415件の事件が依然調査中であった。年末時点では、2008年の134件、2007年の149件に比較し、PIPS は、嫌がらせ、不法逮捕及び人権侵害による拘留に関し、83件の苦情を調査中であった。」 [2b] (第1項 d)

- 8.26 同じ情報源が、不適切な行為により訴えられていた警察職員の事例を掲載した。

「ガーナ道路公社(GHA)の職員は、橋の構造的な安全性を危うくする過積載の車両により、大きな橋を横断することを可能にするため、運転者から金を巻き上げた罪で訴えられた。6月、警視正や警部を含む6人の警察官が、ビジネスマンから76,000セディ(53,000ドル相当)を奪った罪で出廷した。11月には、6人の警察官が有罪となり、それぞれ懲役20年の刑を受けた。33人構成の警察諜報及び専門基準部隊(PIPS)は、人権侵害及び職権乱用について調査した。2008年に合計491件であったのに比較し、1月から9月までで、PIPSは883件の新しい事件を受け取った。468件の事件の調査が完了し、そして415件の事件が調査中であった。年末時点では、2008年が134件、2007年が149件であったのに比較し、PIPSは、嫌がらせ、不法逮捕及び人権侵害による拘留に関し、83件の苦情を調査中であった。」 [2b] (第1項 d)

## 国家警察

- 8.27 USSD 報告 2009 年は、「分離された機関である国家警察(BNI)は、国の治安に重大であると考えられる事件を扱い、国家安全保障省に直接回答した。」と述べた。 [2b] (第1項 d)

第9項司法制度も参照のこと

## 9. 司法制度

### 組織

- 9.01 2010年3月11日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009年*: ガーナ(USSD 報告 2009年)が指摘したところによれば、

「法律は、下級裁判所及び上位裁判所の2つの基本的な裁判所のレベルを規定している。下級裁判所は、巡回裁判所と地方裁判所からなり、少年裁判所及び家庭裁判所の役目も果たす。これらの裁判所は、5,000セディ(3,500ドル相当)以下が関係する民事事件、そして1,000セディ(700ドル相当)以下の罰金、2年以下の期間の懲役により罰すべき犯罪に関する刑事事件、または双方の公判を行う。上位裁判所は、最高裁判所、上訴裁判所、高等裁判所、商業裁判所、地方裁判所及び早期結審裁判所から構成される。早期結審裁判所は、結審まで6カ月以内の事件の審問を行う。事件の大多数は、銀行及び商業問題、人権、及び名誉棄損に関係した早期結審裁判所より前に、提訴が行われた。」

「軍隊のメンバーは、軍事法廷で、刑法により分離して公判が行われた。軍事法廷制度と分離されている軍事裁判所はなかった。軍事裁判所は、人民の公判を行うことが認められていなかった。軍事裁判所は、民事裁判所と同一の権利を与える。」

「司法サービスは、裁判所の混雑さを緩和するため、また司法の非効率さに対処するため、裁判外紛争処理(ADR)手続きを主流に組み込む努力をしてき

た。仲裁者は、ADR を実行するため本国中で訓練されてきており、そして、いくつかの裁判所に仲裁者席が設けられてきた。司法サービス内に、ADR の秘書が設けられた。」

「首長権法は、村などの伝統的な首長に、地域問題を仲裁し、また離婚、子供の監護権及び地権争いなどの問題を扱う、慣習的な種族法を執行する権能を与えている。ただし、伝統的な統治者当局は、裁判所や地方議会など、人民による機関の権能が同程度にまで拡大されたため、徐々に陳腐化してきた。」

「引退した最高裁判所の裁判官が代表を務める司法上の苦情受付部隊が、大衆の苦情に対処した。2008 年、同部隊は 416 件の苦情を受け付け、そのうち 109 件が解決し、300 件は、年末時点で調査中であった。」 [2b] (第 1 項 e)

- 9.02 ガーナ司法サービスは、以下に自身のウェブサイトがある。  
<http://www.judicial.gov.gh/> [15]

## 独立性

- 9.03 All Africa.com が、裁判長が、非難されないようにそびえ立つべく司法に課すという表題の、2010 年 4 月 7 日付記事において述べたところによれば、

「裁判長 Georgina Theodora Wood 女史は、司法のメンバーに対し、彼らには、国により委ねられた巨大な権能があることを理解し、かつ彼らに期待されている責務を果たすように、職務を課した。」

「同女史は、民主的統治を持続させているガーナの実績、及びそれを可能なものにしたガーナ人の忍耐強い努力や犠牲に関し、世界的に拍手喝采を浴びているのは、法律専門家なしではありそうもないことであった、と述べた。」 [11b]

- 9.04 USSD 報告 2009 が述べたところによれば、「憲法及び法律は、司法の独立を規定している。ただし、司法は非効率的であり、影響や腐敗にさらされがちであった。」 [2b] (第 1 項 e) 「行政、立法及び司法機関の腐敗は、ずっと問題であった。法律は、公務員の腐敗に対する刑事罰を規定している。ただし、政府は、法律を効果的に執行しておらず、また、職員は、腐敗の慣行に関わってしまうことが多かった。」 [2b] (第 4 項)

- 9.05 2010 年 4 月 7 日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* – ガーナが述べたところによれば、

「大統領が、国策会議(これも大部分大統領が指名する)と協議し、また議会(大統領の政党が普通は多数である)の承認を得て指名する裁判長など、上位裁判所の裁判官全ての指名に、大統領は影響を有している。最高裁判所の裁判官は、司法会議の助言により、また国策会議との協議によって、大統領が指名する。加えて、憲法は、最高裁判所裁判官の最少人数は規定しているが、最多人数は規定していないので、実際には発生したことはないが、大統領は理論上、自分が望む限りの多くの裁判官で法廷を『包み込む』ことが可能である。さらに厄介であるのは、与えられた事件を審問する最高裁判所の陪審団は、憲法上最少の 9 人のうちの『最低でも最高裁判所裁判官 5 人による業

務に関し、正式に任命されて』いるということである。憲法は、事件ごとに誰が裁判官を選ぶのかについて無言であり、そして協定により、それは、裁判長の独占的領域になってきた。それゆえ、裁判長にとって、他の裁判官の政治的及び司法的傾向に基づき陪審団を選ぶことにより、特定の事件の結果を決定することが、理論上可能である。そして、大統領にとって、賛同する裁判長を指名することにより、間接的にそのようにしているのが実際である。行政に近い裁判官を通じて実行された、そして、事実審裁判所の決定に影響を及ぼす裁判長の圧力による、事件への行政の介入に関する未確認の報告があった。」

「2008年の *Afrobarometer* の調査において、ガーナ人の 79%が、司法は腐敗しているという意見を表明した。」 [6b] (法の規則)

9.06 USSD 報告 2009 年が、民事司法手続き及び法的救済手段に関し指摘したところによれば、

「民事問題には、独立した公平な司法があり、人民には、人権侵害に関し、損害賠償または停止を求める訴訟を持ち込む法廷へのアクセスがあった。」

「早期結審裁判所や自動商業裁判所は、司法へのアクセスの改善、また紛争解決の効率化に努め続けた。手続きが、電子データ運用により促進された自動裁判所の数は増加しており、本国中に設立された。」 [2b] (第 1 項 f)

## 公正な裁判

9.07 USSD 報告 2009 年が指摘したところによれば、

「憲法及び法律は、公正な裁判の権利を規定しており、そして司法は一般的に、この権利を実行した。被告人は無罪が推定され、裁判は公である。そして、被告人には、弁護士(必要なら公費で)が居合わせ、代表を務め、かつ証人に厳しく追及する権利がある。被告人及びその弁護士は、事件に関連する政府保有の証拠にアクセスでき、上訴する権利がある。被告人にはまた、証人及び証拠を提示する権利も有する。陪審員は、殺人の裁判で採用される。法律は、上述の権利を全人民に拡張する。実際、当局は普通、これらの保証条項を尊重した。憲法は、公正な裁判の権利を規定しており、そして司法は一般的に、この権利を実行した。」 [2b] (第 1 項 e)

9.08 2010 年 4 月 7 日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* – ガーナは、「助言する権利が、憲法により保証されている。ただし、弁護士雇用費用、ガーナの法的支援制度の限定的な能力や資金、法的支援の有用性についての不十分な情報、及び多くの地域での弁護士不足により、その効果は弱まっている。」と述べた。 [6b] (法の規則)

9.09 1961 年 1 月 12 日に公表されたガーナ刑法は、以下のリンクでアクセスできる。  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,LEGAL,,LEGISLATION,GHA,,44bf823a4,0.html> [38]

第 16 項: 腐敗も参照のこと

## 10. 逮捕及び拘留 – 法的権利

10.01 2010年3月11日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009年: ガーナ* (USSD 報告 2009年)が指摘したところによれば、

「憲法は、拘留された者は直ちに、その者が理解可能な言語で、その拘留理由及びその者に弁護士や通訳を国費で雇う権利があることを、通知されるべきであると規定している...法律は、逮捕には裁判所の命令による令状を求めており、48時間以内での罪状認否手続きを規定している。法律は、裁判所が決定した『合理的な時間』内に公判にかけられなかった拘留者は、無条件または、その者が、後日法廷に出頭することを保証するために必要な条件に従い、解放されなければならないと定めている。」 [2b] (第1項 d)

第8項治安部隊及び第11項拘留所の環境も参照のこと

## 11. 拘留所の環境

11.01 直近 2010年6月17日に更新した、キングス・カレッジ・ロンドンの *World Prison Brief* が、ガーナが保持する拘留所の数について詳細な情報を掲載した。  
[http://www.kcl.ac.uk/depsta/law/research/icps/worldbrief/wpb\\_country.php?country=22](http://www.kcl.ac.uk/depsta/law/research/icps/worldbrief/wpb_country.php?country=22)  
[39a]

11.02 2010年3月11日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009年: ガーナ* (USSD 報告 2009年)が述べたところによれば、

「拘留所の環境は一般的に、不快で生命に関わる場合もあった。拘留所にいる者の多くは、元は植民地のとりで、または、廃棄された公的あるいは軍事施設であった建物に収容され、そこは換気や公衆衛生が悪く、低水準の建設でスペースに限りがあった。多くの拘留者は、むき出しの床で眠らなければならないか、ベッドは交代で使わなければならないか。2008年の *Prisons Service* アニュアルレポートによると、14,128人の拘留者(留置所1日平均)が、その人数の約3分の1を収容するために設計された拘留所に収容されていた。女性の拘留者が276人、未成年者が118人いた。55人ももの被収容者が、12人向けの小部屋を共有するのが普通であった。超過密は、伝染病の流行の一因となり、医療施設は不十分で、そして拘留所は、最も基礎的な医療のみを提供した。拘留者が、さらに食物、薬などの必需品を求める際には、家族または外部の組織に依存した。拘留者にとって、食物、寝具、きれいな水及び衣料の不足が続いた。」 [2b] (第1項 c)

11.03 2010年4月7日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年 – ガーナ*が述べたところによれば、

「ガーナの拘留所はひどい超過密状態である。2008年、本国の拘留所は、拘留者の収容能力は公式には約8,000人であったが、実際は14,000人超を収容

していた。ガーナの人権及び行政上の正義に関する委員会(CHRAJ)は、寝具や医療の点において、拘留者の権利は侵害されていたと報告した。全面的に拘留者の許容度を超えることもあった超過密問題に、対処する措置がほとんど講じられてこなかった。Kufuor 政権の最後の法律の1つは、500人の拘留者に恩赦を与えることであった。未成年者の犯罪者に対し、長期の懲役刑を科すことは当たり前のことであり、そして、裁判官が、子供の保護監督権を持たない懲役刑を科す選択権を有することも多いが、彼らがそのようにすることはほとんどない。超過密になるもう1つの理由は、『合理的時間内』に公判を受けるべきであることを、規則上要求しているにも関わらず、数年間再拘留のままでいることの多い、公判を控えた拘留者が多数存在することである。2008年10月現在、公判を控えた拘留者は拘置所にいる者全体の約29.7%を占め、2003年の約22%から増加した。」 [6b](人民の自由)

- 11.04 ガーナの地方自治を推進するウェブサイト Ghanadistricts.com は、Ankaful (Cape Coast): 大臣が請負業者に訴えるという 2010年5月7日付のニュースにおいて、報じたところによれば、

内務大臣 Hon. Martin Hamidu は、Ankaful Maximum Security Prisons で働いている請負業者に、今年6月末までに業務を終了するよう促した。同氏いわく、こうすることで、Ghana Prisons Service は拘留者を、本国内にある混雑した拘置所のいくつかから、施設に移転させることができるようになるということである...Hon. Martin Hamidu は、政府は、男性犯罪者に比較し、本国内に女性犯罪者はほとんどいなかったの、政府は、これ以上の女性の拘留者を収容することを考えていなかった、と指摘した。」 [16a]

- 11.05 2009年5月28日に公表された、アムネスティ・インターナショナルの報告 2009年 - ガーナは、「2008年3月のガーナ訪問中、政府は、アムネスティ・インターナショナルの拘置所訪問の要求を拒否した。」 [17a]

第19項 LGBT - 国家当局による扱い及び態度 も参照のこと

## 12. 死刑

- 12.01 ハンズ・オブ・ケインは、2010年5月17日にアクセスしたそのデータベースにおいて、「ガーナは依然として、武装強盗、国家反逆及び第一級殺人に対し、死刑を科している...1993年7月以降、1件も執行されていない。」と述べた。 [18a]

- 12.02 アムネスティ・インターナショナルは、2009年1月9日付ガーナで減刑された死刑 - 廃止する時という記事において、述べたところによれば、

「退陣する John Kufuor ガーナ大統領は、本国内での死刑全てを減刑した。アムネスティ・インターナショナルはこの動きを歓迎し、John Atta Mills 新ガーナ大統領に対し、きっかけをとらえ、法律で死刑を廃止するための迅速な措置を講じるよう、促した。」

「死刑には抑止効果はないと 2007 年に言ったと報じられている、前法務大臣兼法務長官など、ガーナにおける数人の影響のある人物は、近年、死刑への反対を表明した...1993 年以降に執行された死刑囚はいないものの、死刑は法令集の中にずっとあり、そして死刑は宣告され続けている。」 [17b]

- 12.03 2010 年 3 月に公表された、アムネスティ・インターナショナル報告 *死刑宣告及び執行 2009 年* は、2009 年、7 件以上の死刑宣告が行われ、また「ガーナにおいて、憲法審査委員会が 2010 年に設立された。それは、死刑廃止、政府への現在の提言及び憲法改正案作成などについて、公に協議を行おうとするものである。」と指摘した。 [17e]

第 3.02 項 歴史 – 2000 年以降の選挙及び政治的發展を参照のこと

### 13. 政治的所属

広範な表現の自由に関して理解するために、本項は、演説及びメディアの自由 及び 人権機関、組織及び活動家 と併せて読まれない。

#### 政治的表現の自由

- 13.01 2010 年 3 月 11 日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009 年: ガーナ(USSD 報告 2009 年)* は、「憲法及び法律は、人民に政治を平和的に変える権利を与えており、そして人民は、普通選挙に基づき実施される、定期的で、自由かつ公正な選挙を通じて、この権利を実行した。」と述べた。 [2b] (第 3 項)

- 13.02 2010 年 5 月に公表された 2009 年の出来事の内容とするフリーダムハウス報告、*世界の自由 2010 年*、*ガーナ* が指摘したところによれば、

「ガーナは選挙による民主主義の国である。2008 年 12 月の大統領及び議会選挙は、公正かつ競争的であった。大統領と副大統領が、同じ政党の公認候補者リストにより直接、最長で 4 年間 2 期の任期で選ばれた。一院制で 230 議席の議会の議員も、4 年間の任期で選ばれた。」

「政治制度は、ライバル 2 政党である NPP と NDC が支配し、直近の選挙において、それぞれ 114 議席と 107 議席獲得した。少数政党や無所属が残りをおいている。」 [6d]

第 4.01 項 2010 年における最近の發展も参照のこと

#### 結社及び集会の自由

- 13.03 USSD 報告 2009 年 は、「憲法及び法律は、平和的な集会の自由を規定しているが、政府がこの権利を制限することもあった。政府はデモの許可を要請していないが、警察は、特定手段の使用を否定することができる。」と指摘した。 [2b] (第 2 項 b)

- 13.04 2010 年 4 月 7 日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々 2010 年 – ガーナ* が述べたところによれば、

「抗議行動を行う権利は、憲法により保護されている。公共秩序法では、デモを行おうとする者は、まず警察に通知しなければならないが、警察は、禁止命令を求め法廷に出向くことなしに、デモを中止させることはできない旨規定している。これは、抗議行動は依然まれであり、また、警察は普通異議を唱えないか、抗議行動を行う組織とのデモの時期の交渉に応じるので、ほとんど必要でない。政党は、本質的にはデモであるキャンペーン活動に対し、『健康的行進』のような無害であるというレッテルを与えることで、公共秩序法適用を回避しようとしてきた。大規模で自発的である政治的集会の扱いは、一様ではない。2008年の選挙運動中、大統領候補は、町に到着しまたは通行する際に、このような集会を引きつけ、警察からの回答を変えさせることとなった。」 [6b] (人民の自由)

- 13.05 2010年5月に公表された2009年の出来事を内容とするフリーダムハウス報告、*世界における自由2010年*、ガーナが指摘したところによれば、

「平和的な集会及び結社の自由は憲法上保障されており、そして会議やデモに関し許可は要求されていない。選挙シーズンが終了したことにより、2009年にはほとんどデモはなく、政府による集会を阻止しようとする試みもなかった。それにも関わらず、選挙の業務に対し多くの報酬を求めた、不満を抱いたNDC支援者が多くの抗議行動に出て、政府の建物に突撃したり仕事を要求したりする者もあった。」 [6d]

### 野党グループ及び政治活動家

- 13.06 Jane's は、2010年3月6日に更新された、その *Sentinel Country* リスク評価(SCRA) - ガーナ、内政問題の項において述べたところによれば、

「ガーナには多数の政党があるが、国民民主会議(NDC)と新愛国党(NPP)が依然支配的である...NDCが、2008年の投票では第1党となり、大統領職を得て、議会において最多の議席を獲得した。会議人民党(CPP)、人民国家会議(PNC)、民主自由党(DFP)、民主人気党(DPP)及び改革愛国民主(RPD)も、2008年大統領選挙に出馬したが、それぞれの候補者は誰も、12月7日の第1回の投票で2%超を獲得しなかった。」 [8d] (政党)

- 13.07 2010年5月に公表された、2009年の出来事を内容とするフリーダムハウス報告 *世界の自由2010年*、ガーナが報じたところによれば、

「2008年12月の大統領選挙に先立ち、NPPは、20人を超える候補者が党指名を争うという、内部分裂に直面した。最終的に、最も直近で外務大臣であった Nana Akufo-Addo が、Kufuor の選んだ候補 Alan Kyerematen に勝利選ばれた。Akufo-Addo と多くの彼の支援者が Akyem 族に所属していた一方で、Kufuor と Kyerematen が Ashanti 族であったということは、民族の不和が政治的不和を悪化させることが多いということを意味した。その間、NDC は簡単に John Atta Mills を 3 期目の候補として選んだが、Atta Mills と Rawlings が衝突し続け、余りにも内部抗争に悩まされた。」

「投票前そして投票中も、有権者登録や NDC と NPP 支援者の争いに関する問題が報じられたが、選挙は最終的に、国内、国外双方の監視員により成功

であると見られた。Akufu-Addo が第 1 回投票で 49%獲得し、Atta Mills は 48 %獲得した。ただし、Atta Mills は、わずかに 50.23%で決選投票に勝利した。2009 年 1 月の同氏の就任式は、ガーナで今までに 2 番目に平和で民主的な権力の移譲となった。NDC はまた、同時に行われた議会選挙にも勝利し、NPP が 107 議席を獲得したのに対し、114 議席を獲得した。」 [6d]

## 14. 演説及びメディアの自由

広範な表現の自由に関して理解するために、本項は、政治的所属及び人権機関、組織及び活動家と併せて読まれない。

- 14.01 2010 年 3 月 11 日に公表された米国国務省、人権に関する国別報告 2009 年: ガーナ (USSD 報告 2009 年)は、「憲法及び法律は、演説及び報道の自由を規定しており、そして政府は普通、実際にこれらの権利を尊重した。個人は、実力行使はすることなく、公に政府を批判した。独立系メディアは活動的で、制限なく幅広い範囲の見解を表した。」と述べた。 [2b] (第 2 項 a)
- 14.02 フリーダムハウスは、2010 年 5 月に公表された 報道の自由の地図 2010 年において、ガーナを「自由」であると分類した。フリーダムハウスは、「格付け制度は、情報の流れや印刷能力、放送、及び自由に運営するインターネットを使った報道機関に、圧力がかかることのある多様な方法を捕捉するように意図されており、反響を恐れていない。」と述べた。 [6c]
- 14.03 2010 年 2 月 9 日に更新された BBC ガーナ国別プロフィールは、「ガーナは、高水準のメディアの自由を享受しており、民間報道機関や放送局は、重大な制限がなく運営している。コモンウェルス・プレス・ユニオンは、ガーナメディアを、半島で『最も拘束されていないものの 1 つ』であると説明した。」と指摘した。 [19a] (メディア)

## ラジオ、テレビ、インターネット及び活字メディア

- 14.04 2010 年 4 月 7 日に公表されたフリーダムハウス報告、岐路にある国々 2010 年 – ガーナが述べたところによれば、
- 「国はインターネットへのアクセスを妨害しない。国の放送業者は、中立となり、定期的にさまざまな見解を表明するいくつかの努力をしてきた。ただし、国のテレビ局は与党に好意的である傾向がある。国のメディアによる報道の不公平は、多数の独立系民間放送業者により和らぐ... メディアは一般的に自由であるが、多くの新聞やラジオ局は、率直に党派的である...この両極性に関わらず、Joy FM ラジオ局やパブリック・アジェンダ新聞のような、より客観的に報じようとするアウトレットもある。」 [6b] (説明責任及び公の意見)
- 14.05 USSD 報告 2009 年は、「本国中に、約 70 の新聞とほぼ 200 の FM ラジオ局があった。最も広範囲に及ぶ活字、ラジオ及びテレビ局は国有であった。」と付け加えた。 [2b] (第 2 項 a)

14.06 2010年2月9日に更新されたBBCガーナ国別プロフィールは、「民間報道機関は活発で、政府の政策を批判することが多い。活気に満ちた視聴者電話参加番組は、多くのラジオ局での主要番組である。」と述べた。[19a] (メディア)

14.07 同じ情報源が、ガーナで発行している主要な新聞を掲げた。

「ザ・ガーナイアン・クロニクル- 民間日刊紙  
デイリー・グラフィック- 国営紙  
デイリー・ガイド- 民間紙  
ガーナイアン・タイムズ- 国営日刊紙  
ザ・メール- 民間紙、隔週  
ザ・ミラー- 週刊紙、デイリー・グラフィックの姉妹紙  
ジ・インデペンデント- 週刊紙  
ガーナ・パラバー- 週刊紙  
サンデー・ヘラルド- 週刊紙」 [19a] (メディア)

## ジャーナリスト

14.08 2010年4月7日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* - ガーナが指摘したところによれば、

「国は、決まってジャーナリストを脅していることはなく、メディアをあからさまに検閲しようとしていることもない... しかし、虐待はいくらかあった... 2009年、国営テレビ放送会社社長は、政府見解の表明が不十分であったことを理由に、突然、トークショー番組を中断させ、衝撃を与え広く非難を浴びた。政治腐敗問題に関するメディアによる自己検閲もいくらかあり、そして政府が、よりアクセスしたり(特に大統領の海外出張の際)、国主催の広告をしたりして、目をかけるメディア会社もある。」 [6b] (説明責任及び公の意見)

## 15. 人権機関、組織及び活動家

15.01 2010年3月11日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009年: ガーナ (USSD 報告 2009年)* が述べたところによれば、

「さまざまな種類の国内、国際的人権グループが、広く、政府の制限がなく活動し、調査を行い、人権に関する事例について発見したことを公表した。政府職員は一般的に協力的で、それらの見解に対し反応が良かった。」

「主要地域人権 NGO[非政府組織]は、政府及び政党とは独立して活動した。国内 NGO は全て国に登録しなければならないが、政府は、これらに何の制限も適用していない。登録プロセスは全組織に対し同じである。」

「政府は、国際的人権監視員へのビザ発給を拒否しなかったし、その他の方法で本国へのアクセスを制限しなかった。」

「政府は、国内のさまざまな国際連合の組織と十分に協調した。」 [2b] (第 5 項)

15.02 2010 年 4 月 7 日に公表された、フリーダムハウス報告 *岐路にある国々2010年* – ガーナが指摘したところによれば、

「ガーナの NGO は大部分国の圧力から自由であり、そしてジェンダー、身体障害などの社会的問題、統治、経済問題に関し、技術的支援を強調し付与する際に大きな役割を果たしている。NGO の中には、政府がその権能を果たすために、NGO のサービスに依存する常連になってきたものもある。例えば、警察の家庭内暴力及び被害者支援部隊(DOVVSU)は、精神医学的カウンセリングを与える目的で自己強化のための女性イニシアチブ(WISE)に、法律上の助言を与える目的で国際女性弁護士連盟(FIDA)に、そして被害者に避難所や医学的注意を与える目的で他のさまざまな NGO に、依存している。NGO はまた、公益通報者保護法のような、重要な法律の原稿作成の手助けも行った。」 [6b](説明責任及び公の意見)

### 人権及び正義に関する委員会 (CHRAJ)

15.03 2010 年 5 月 18 日にアクセスした本委員会公式ウェブサイトは、「本委員会は、1992 年ガーナ憲法の法 456 により、1993 年に設立され」そして「私たちは、公的部門と民間部門の双方における、基本的権利及び自由の違反に関する苦情を調査する。」と述べた。 [20a]

15.04 USSD 報告 2009 年が指摘したところによれば、

「CHRAJ は、政府機関または民間会社に対し苦情を持った個人が持ち込んだ事例を、仲裁し解決した。[それは、]政府からの何のあからさまな干渉もなく、機能した。ただし、批評家の中には、独立して高水準な腐敗を調査する能力に、疑問を感じる者もあった。その最大の障害物は、十分な資金がないことで、それにより、低賃金、労働条件悪化を招き、また、他の政府や非政府機関にその職員の多くが不足することとなった。ただし、CHRAJ への大衆の信頼が高いことにより、その職員の仕事量が増加し、職員の給料は、慢性的な資金不足や行政上の問題によって、遅れることが多かった。」 [2b] (第 5 項)

15.05 2010 年 4 月 7 日公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* – ガーナが指摘したところによれば、

「高等裁判所は、人権問題において元々の司法権を有しているが、CHRAJ は、ガーナにおける人権侵害に関する、救済のための第一組織である。本委員会は、その指導者が大統領により指名され、憲法 218 条により承認されており、苦情の調査をするが、犯罪者の起訴はしない。その代わりに、起訴するため事例を法務長官の部門に付託する。そして、法務長官は行政部門の一部であり、また通常は与党の代表的な構成員であるので、CHRAJ が行政と関連する侵害を調査する際、衝突するリスクがある ...

「CHRAJ が、精力的に腐敗や人権侵害を調査してきたことは、一般的に合意されているが、委員会の業務が、重大な財政的かつ物流上の制約により、妨げられることがあるという広範な認識もある。その複数の権能—反腐敗、人

権保護及び行政上の正義—は、限られた能力を伸ばし過ぎる傾向がある。加えて、自身のイニシアチブで調査に着手する、本委員会の法的権限についていくらか疑問がある...以上の制約に関わらず、CHRAJは、特に、重大不正監視局や警察の犯罪捜査部門など、他の反腐敗機関と比較して、調査の独立性に関し評判を獲得してきた。本委員会は、公的部門と民間部門双方にいる労働者の復職につながった活動をもたらし、息子が取得した、数百万ドルのホテルに関連した利子に関する争いで大統領を調査し、また、鉱山部門での、人権侵害に関する画期的な報告を公表した。」 [6b] (人民の自由)

第 16 項: 腐敗及び 第 21 項: 女性も参照のこと

## 16. 腐敗

- 16.01 2010 年 3 月 11 日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009 年: ガーナ (USSD 報告 2009)*が述べたところによれば、

「Mills 大統領は、腐敗と闘う必要性を強調した。就任後すぐに、青年スポーツ大臣である Alhaji Mohammed Muntaka Mubarak は、公的資金悪用の責めを受け退任を余儀なくされた。10 月[2009 年]2 人の大臣が、1990 年代に英国の会社から賄賂を受け取っていたとの申し立てを受け、退任を余儀なくされた。また 10 月、前外務大臣で前国立投資銀行代表取締役が、前政権時の行為に関し汚職の容疑で起訴された。政府職員が企業に、目にかけて企業や個人への契約を仕向けるよう、圧力をかけたという報告があった。」 [2b] (第 4 項)

- 16.02 2009 年 7 月 16 日に公表された、フリーダムハウス *世界の自由、2009 年* ガーナに関する *国別報告* が述べたところによれば、

「退任する大統領 John Kufuor 政権は、2008 年、ココア業界の腐敗や密輸と闘うためタスクフォースを設立したり、公会計に関し議会委員会が発見したことを研究するため、法務長官室内に反腐敗部隊を設立したりするなど、透明さを改善し腐敗を減らすことに尽力してきた。ただし、野党は、この年の動きを不十分であると批判し、そして Kufuor の過去の反腐敗措置の多くは、彼の腐敗に関するゼロ容認政策にも関わらず、ほとんど結果を出せなかった。実際、前 NDC 政権下の職員に対する起訴が多く、政治問題化の様相が作り出された。」 [6a] (政治的権利及び人民の自由)

- 16.03 2010 年 4 月 7 日に公表された、フリーダムハウス報告 *岐路にある国々 2010 年*— ガーナが指摘したところによれば、

反腐敗励行の努力は、主として重大不正監視局(SFO)や CHRAJ により行われている。両組織とも、その機能のパフォーマンスに難を抱えている。上述のように CHRAJ は、犯罪者を起訴することはできず、起訴するためには、調査を法務長官に付託しなければならない。加えて、資金不足で、また高率の職員削減にも取り組まなければならない。腐敗と闘い、そして『国の重大な財政的または経済的損失』を防ぐ目的で、法律により設立された SFO の業務は、構造的かつ物流的制約により妨害される。また、その代表や役員の大半が行政により指名され、法務長官に報告するというように、政治的圧力にさ

らされることもある。似た状況が、大なり小なり、会計監査職務、部門及び機関を担当する内部監査局に加え、地方政府機関、すなわち、政府契約の付与に際し透明性と競争を保証することを委ねられた、政府調達庁(PPA)やCHRAJにおいても見つけることができる。役員や以上の機関全ての執行役は、本質的に行政が指名する。このような監視機関を作り、それから、行政にそれらの指導者を指名し、かつ資金管理をする自由裁量を与えるという慣行は、人民社会により、道理に反し自己破滅的であると批判されてきた。」 [6b] (反腐败及び透明性)

16.04 同じ報告が続けて述べたところによれば、

「政治化は、発生する腐敗の起訴において主張されることが多い。Kufuor 政権時に、NDC の前の職員が起訴され、一方、Kufuor 政権の職員を巻き込んだ腐敗スキャンダルにより、起訴ではなく広く辞職につながった。ここまでのところ、Atta Mills 政権の下で、前大統領 Kufuor 政権の構成員で起訴された者はいなかった。」

「憲法が、『独立した』会計検査院長官の職を作ったが、会計検査人が、退陣する NPP 政権の特定の行為を調査するため、政府命令を蓄積した最近の移行時、役所はそれでも政治的ツールになった。」

「腐敗の被害者は、苦情を、CHRAJ、SFO 及び警察に届けることにより、自身の権利を追求することができるが、その調査の質は幅広く多様である。警察は、警察諜報及び専門基準局(PIPS)という内部に反腐败部隊を創設した。加えて、公益通報者保護法が最近通過したが、大きな運営上の制限もある。

「[...] 腐敗の話は、ガーナのニュースメディアで広く論じられている...メディアによる膨大な量の調査報告があるが、ほとんど完全なものではなく、場合によって、党派的政治目的により悪用されている。」 [6b] (反腐败及び透明性)

16.05 トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認知度数(CPI) 2009 年は、ガーナを 180 カ国中 69 位にランクしている。(CPI のスコアは、独立した調査に基づく、公的部門の汚職の認知された水準を示している)。[49]

第 8 項: 警察による人権侵害、第 9 項: 司法制度 – 独立性、第 14 項: ジャーナリスト、第 15 項: CHRAJ も参照のこと

## 17. 宗教の自由

### 概観

17.01 2009 年 10 月 26 日に公表された米国国務省、2008 年 7 月 1 日から 2009 年 6 月 30 日までを内容とする *国際的な宗教の自由報告 2009* 年は、「憲法は宗教の自由を規定しており、そして他の法律や政策は、一般的に自由な宗教慣行の一因となった。全ての水準の法律は、政府または民間の関係者いずれかによる侵害に対して、完全にこの権利を保護する。」と指摘した。[2e]

17.02 この報告が続けて述べたところによれば、

「政府は、異教徒間の理解を促進するため、対策を講じることが多かった。政府の会議やレセプションで、キリスト教やイスラム教の祈りが使用される。土着の祈りの場合もある。報告時間を通して、大統領と副大統領は、平和的な宗教共存の重要性について公式見解を述べた。Mills 大統領は、2009年1月に就任後すぐに、キリスト教とイスラム教の指導者代表団を受け入れ、キリスト教徒とイスラム教徒双方のために、祈りのための国民の日制定を要請した。」 [2e]

17.03 2010年5月に公表されたフリーダムハウス報告、*世界の自由 2010年* ガーナが指摘したところによれば、「宗教の自由は、法律により保護され一般に尊重されている。ガーナのキリスト教徒の多数とイスラム教徒の多数の間の関係は、一般的に平和的であるが、イスラム教徒が、政治的及び社会的に排除されていると感じていることを報告することが多く、また政府首脳レベルにはイスラム教徒はほとんどいない。国内、国際的人権監視員双方が、ペンテコステ派の祈りのキャンプにおいて、悪魔払い関連の身体的虐待が、高い率で発生していることを報告した。」 [6d]

## 宗教人口学

17.04 同じ報告が述べたところによれば、

「2000年の政府による国勢調査によると、人口の約69%がキリスト教徒で、15.6%がイスラム教徒、8.5%が土着の宗教的信仰にこだわり、そして6.9%は、どんな信仰もしていないと公言している者も含み、その他の宗教グループと分類されている。イスラム教徒のコミュニティは、これらの人物に異議を唱え、イスラム教徒の人口は、実質上もっと多いと断言した。」 [2e]

第 21.29 項 女性 – 魔術、第 24 項 医療問題 – HIVも参照のこと

## トロコシ

17.05 USSD 報告 2009年が述べたところによれば、

「南部の Volta 地方の土着の慣行であるトロコシは、2~3カ月から3年間の儀式の期間、地方の神社に、家族、最もよくあるのは十代の女性を差し出すことを伴うものである。トロコシは、神社を良い常態に維持するのに役立つ、また、祈りの間献酒を注いだ。政府の人権及び正義に関する委員会(CHRAJ)のような、政府機関や、NGOの中には、時々、トロコシに反対して活発に運動したものもあるが、地方職員はトロコシを、虐待ではない従来からの慣行であると表現した。アフリカン・ルネッサンス・ミッションのような、伝統的アフリカ地方の支持者は、これらのトロコシに反対する運動を、宗教的迫害であると見なした。」 [2b] (第2項c)

17.06 米国労働省はその報告において、2009年9月10日に公表された2008年最悪の形の児童労働に関する発見 – ガーナは、「トロコシに対する償い期間は、2~3カ月から3年間続く可能性がある。ガーナ政府によると、トロコシは、

法律により禁じられている、強制的または儀礼的奴隷状態の性質である。」と述べた。[23a]

- 17.07 国際連合人権理事会は、2008年2月21日に公表された、女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk*:付録: ガーナに対する使命において述べたところによれば、

「その慣行は、家族の一員が犯した犯罪または道徳上の悪事に関し、神の罪を避けるため、伝統的な物神である神社に、トロコシとして処女の娘を差し出すよう要求する。償いが求められる悪事は、世代をさかのぼることが多いかもしれない...トロコシになるように意図された少女は、普通、非常に幼い年齢(6歳から10歳)で神社に委ねられ、そこでは、その少女を神と婚約させる開始の儀式が行われる。その儀式は、その少女と神社の間に霊的隷属の関係を成立させる。彼女の婚約の瞬間から、トロコシは、彼女の地位を示す特別な記章を付けなければならない、外部者は、その少女と性的接触を持つことが禁じられる。もし、1人の男性がトロコシと性行為をすると、その男性の家族は神の激怒を招いたと思われ、その結果、彼の家族はまた、処女の娘を神社に提供しなければならない。その間に、その男性が性的関係を持ったその少女は、儀礼的に『浄化され』、神社でトロコシのままである。」

「神社での儀礼的任務や家庭的雑用を行うことに加え、トロコシは普通、神社の所有物である農地で、長時間働くことも期待される。彼女は、労働に対する見返りに何も受け取らず、彼女の家族は、彼女に、食物や他の必需品を全て与えることを必要とされる。いったん、トロコシが思春期に達した場合、彼女と神の結婚を完了させるため、その神社の物神である神官(*tronua*)が、その処女と性行為をする権利を得る。非常に幼い年齢から育てられ、神社での奴隷状態を受け入れるまで、その少女は拒絶する立場にはない。このような性的関係から生まれた娘たちもまた、神社に対する一定の義務がある。

「神社に数年間仕えた後、トロコシは、家族が特別な儀式の支払いをすれば、奴隷状態から解放されることがあるが、彼女は神社と関係を保ち続け、そこで一定の儀式を行い続けることとなろう。解放されたトロコシは結婚することが許されるが、夫を見つけることができないことも多い。トロコシが死亡すると、彼女の家族は、彼女と別の少女を入れ替えることが期待され、そして、儀礼的奴隷状態と利己的利用の循環が再開する。

「1998年、政府は、儀礼的奴隷状態に反対する法律(数ある中で)を通過させ、トロコシの慣行を刑事罰の対象としたが、この法律による起訴はなかった。政府職員は、この慣行は、それ以降ほとんど消滅してしまったという印象であった。他の出典から得た情報では、この慣行は繁栄し続けることを示している。伝えられるところによれば、トロコシを依然として受け入れるのは、Volta 地方で23以上の神社と、Greater Accra 地方で3以上の神社がある。」

「多くの地域において、地方政府は、激しい反発を恐れて、儀礼的奴隷状態に反対する法律を執行するのに無関心である。自分自身に対し、逆に作用する霊的結果を恐れる者もいるようである。人権及び行政上の正義に関する委員会や児童女性省など、多くの国家当局は、トロコシの慣行に対し強い立場

を取ってきたが、重要な支持者を遠ざけないために、公然とそれを非難できない、選出された政治家が他に多くいる。

「[...] インターナショナル・ニーズ・ガーナ(ING)などの非政府組織は、トロコシを自由化するために尽力し、この慣行を終わらせた。ING 自身の見積もりによると、3,500 人の少女がこれまで釈放され、50 の神社がトロコシの受け入れを中止した。ING は、影響を及ぼされたコミュニティの協力と合意により、トロコシの自由化を求める。進んで協力しようとするコミュニティは、学校や掘削孔など、たいそう必要とされる開発インフラを与えられる。物神の神官や神社の所有者は、神をなだめようとする家族から、少女ではなく、家畜または義援金を受け取るように奨励される。いったん自由化が合意されると、儀礼は、神社へトロコシを結んでいる霊的隷属性を遮断するため、実行されることになる。自由化されたトロコシは、ING 職業訓練施設で普通の生活に復帰する能力が付与される。そこは、影響を及ぼされたコミュニティからの、他の少女や女性に対しても開放している。」 [24a] (42-50 段落)

- 17.08 2010 年 4 月 7 日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* – ガーナは、「児童労働の利己的利用に対し、少女が『のろい』の神社で生活するように送られる、トロコシのような儀礼的奴隷状態の形に関してなど、法律及び憲法による保護が実行されているという証拠は、ほとんどない。」と指摘した。 [6b] (人民の自由)

第 21 項女性 及び 第 22.15 項児童労働 も参照のこと

## 18. 民族集団

### 民族人口学

- 18.01 2010 年 3 月 24 日に更新された中央情報局(CIA) *ワールド・ファクトブック*、*ガーナのプロフィール*は、主要 6 民族集団を、「アカン人(45%)、モシ・ダゴンバ人(15%)、エウエ人(12%)、ガー人(4%)及びグルマ人(4%)」と掲げた。 [3a] 米国国務省 *人権に関する国別報告 2009 年*: ガーナは、「2000 年の人口センサスによると、ガーナには 80 を超える民族集団があり、その各々が少数派を構成している。」と記録した。 [2b] (第 3 項)

- 18.02 ウェブサイト *AfricaGuide.com* は、民族集団をさらに詳しく掲載した。

「アカン人: Ashanti 及び Fanti」

「Ashanti – ガーナ最大武族で、西アフリカの新しい母系社会の 1 つである。」

「Fanti – 主にガーナの海岸地域に定住する。」

「エウエ人 – ガーナ南東部を占有する。」

「Ga-Adangbe – Accra Plains に居住する。Adangbe は Accra 沿岸地帯の東部、Ga グループは、同地帯西部に見られる。」

「ガーナ – Black Volta、Afram Plains、Volta Gorge、Akwapim Hills 及び海岸平野沿いに集落を形成している。」 [27a]

## 国や社会の態度及び行動

18.03 2010 年 4 月 7 日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年*が述べたところによれば、「多民族国家であるにも関わらず、ガーナには、民族性のみに基づく差別の事例はほとんどないのが特徴である。ただし...土地所有や首長権を巡る地方の争いが、民族的なちょっとした暴力につながることもあり、また、政治的な民族性の搾取により、選挙に絡んで人種的属性の衝突が起きたこともあった。」 [6b] (人民の自由) 2010 年 5 月に公表された 2009 年の出来事の内容とするフリーダムハウス報告、*世界の自由 2010 年*、ガーナは、「異なる集団間の民族の暴力がガーナで再燃することがあるが、北部での種族対立によることが多く、2009 年にはこのような暴力は報告されなかった。」と述べた。 [6d]

18.04 USSD 報告 2009 年が述べたところによれば、「政府は、民族性の相違の関連性を重視しなかった。Mills 大統領と大臣のうちの何人か、そして近しい相談相手は Fanti であるが、副大統領や多くの大臣は他の民族出身である。本年を通じて、民族集団内に多数の小規模な対立があり、それらの大半は、首長権や土地使用問題に関連した。和解を促す NGO の努力が、本年ずっと続けられた。」 [2b] (第 6 項)

18.05 BBC ニュースは 2010 年 5 月 25 日、*ガーナ人らが武力闘争から逃れてトーゴ北部へ避難*という記事において報じたところによれば、

「約 3,500 人の難民がガーナからトーゴ北部を横断した、とトーゴの治安担当大臣は言う。彼らは、ガーナ北部での民族紛争と地権争いの被害者である、と同氏は言った。」

「難民は先週到着し始め、主に女性、子供及び若者から構成される。」

「トーゴの BBC 記者は、ガーナ難民が、地元での混乱を逃れるためトーゴ北部へ避難することは、近年よくあることである、と言う。ただし、ガーナの John Tia 情報担当大臣は、混乱を軽く扱おうとした。同氏は BBC の Focus on Africa の番組に、暴力は 2 週間前に発生し、そして地元から避難していたのは 3,500 人よりはるかに少なかった、と語った。同氏は、トーゴで国連からの支援提案に便乗していた者もいたと言った。」

「臨時の避難所が、トーゴ北部の Tandjouare に設立された。」 [19b]

18.06 統合地域情報ネットワーク (IRIN) は、2010 年 5 月 28 日の報告において述べたところによれば、

「ガーナ政府は、昨年 4 月以降始まっていた地権争いを受け、北東地域の Bawku での暴力を逃れるため隣接したトーゴへ逃亡した、1,000 人の帰還難民用の避難所を設立する予定である。」

「トーゴ当局は、ガーナ国境近くの北部にある Tandjouare に、臨時の避難所を設立していた。」

「『緊急事態であり、協調対応が講じられるのが早ければ早いほど、より良い。』国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)のガーナのスポークスパーソン、Awurabena Hutchful は IRIN に語った。」

「Bawku は、住民と、何十年も前にやって来て、商売をして根を下ろした移民との間での対立が、しばしば起きてきた。暴力は、民族の系列に沿って起きることが多く、Kusasi と Manprusi が互いに対抗した ... あるガーナ政府チームは、Bawku で破壊された家屋全てを建て直すために設立されている。屋根板を積んだ 3 台のトラックが、すでに送られている。その間に、『政府は、建て直しがたとえ長期に及ぼうとも、トーゴの難民キャンプをここ[ガーナ]に、移動させるであろう。私たちは、彼らにとって、トーゴではなくガーナにいる方が良いと考えている。』 Samuel Okudjato Ablakwa 情報担当副大臣は言った。」 [26a]

第 3.05 項 歴史 – 種族間の対立も参照のこと

## 19. レズビアン、ゲイ、両性愛者及びトランス・ジェンダー

### 法的権利

19.01 2010 年 3 月 11 日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009 年: ガーナ(USSD 報告 2009 年)* が述べたところによれば、「憲法は人権を保護しているが、保護される階層のリストにおいては、明確に性的指向に言及してはいない。法律は、合意の上の同性愛行為を軽犯罪としており、そして、強い社会文化的信念が、同性間の性行為を差別し非難した。法律は、男性同士と女性同士の性行為を区別していない。」 [2b](第 6 項)

19.02 2010 年 5 月付国際レズビアン・ゲイ協会(ILGA)報告、*国による同性愛嫌悪: 同意した成人間での同性愛行為を禁止する世界法律調査*では、男性同士の同性愛行為は違法であるが、USSD 報告 2009 年とは対照的に、女性同士に関しては合法であると述べた。本報告はまた、男性同士の同性愛行為に刑罰を科す関連法を引用した。

「刑法、1960 年(法 29)、2003 年法 17 に改正」

「104 項—自然に反する性的知識

『(1) 自然に反する性的知識を有する者は何人も—

(a) 16 歳以上の年齢の何人についても、その同意なくしては第 1 級の重罪となるものとし、かつ 5 年以上 25 年以下の懲役刑を科されるものとする。または、

(b) 16 歳以上の年齢の何人についても、その同意なくしては軽犯罪となる。あるいは、

(c) いかなる動物についても軽犯罪となる。

(2) 自然に反する性的知識とは、不自然なやり方による人との性行為、または動物との性行為のことをいう。』」 [54a]

19.03 GhanaWeb は 2010 年 5 月 14 日付、*法律は同性愛を禁止していない – 法律講師*という記事において述べたところによれば、

「Kwame Nkrumah 科学技術大学 (KNUST) の法律講師 Ernest Kofi Abochie は、1992 年憲法下の刑法は、同性愛がどういう意味であるかを明確に解釈していない旨、断定的に述べた。同氏はこれにより、同性愛行為を有罪と考えるのは、ほぼ不可能であると思っている... [また] 同性愛が、1992 年憲法下の刑法改正法において、どういう意味であるのかを解釈することは、その文言が触れられていないゆえ、困難であろうと述べた。」

「同性愛が本国内において根付いてきているため、保健の専門家[Roland Sowah 博士]が本件に関する国民的議論を呼びかけたことを受け、再び同性愛に関する議論が始められてきた。」 [22b]

### 国家当局の扱い及び態度

19.04 USSD 報告 2009 年は、「レズビアン、ゲイ、両性愛者及びトランス・ジェンダー(LGBT)の登録組織はない。LGBT である者は、広範な差別に加え、警察の嫌がらせや恐喝未遂にも直面した。拘置所にいるゲイの男性は、性的及び肉体的虐待にさらされることが多かった。」と指摘した。 [2b] (第 6 項)

19.05 2009 年 9 月アフリカ研究モノグラフの一部として公表された、テキサス大学の Kwame Essien 及び Saheed Aderinto による、『ほえる怪物の頭を切る』: アフリカにおける同性愛と抑圧という論文が述べたところによれば、

「本論文は、2006 年のガーナにおけるゲイやレズビアンに関する提案された会議が、どのように社会的、文化的、宗教的及び政治的要因により緊張や反響を作り出したか、そして、本国内の同性の話法を抑圧するように働いたか、検討する。続いて起きた新しい同性愛嫌悪症の表現の波は、部分的に新しいグローバル化の産物であり、また『アフリカ的な』社会的及び性的行動と考えられているものと、『反アフリカ的な』なそれらのもの間の、衝突の明示でもある。本研究は、ガーナ政府や宗教機関は、同性愛を、南アフリカの事例におけるのと同様に人権問題とは見なさず、『性的植民地主義』の形またはガーナ人に対する西洋の強制と見たことを、示している。西アフリカを研究するアフリカ主義者は、さらに真剣に、同性愛を学問的検討課題に載せなければならない。」 [50a]

19.06 BBC が、*ガーナ人のゲイ会議禁止*という 2006 年 9 月 1 日付の報告で述べたところによれば、

「ガーナ政府は、今月末行われる予定のゲイの男性とレズビアンの会議を禁止した。」

「Kwamena Bartels 情報担当大臣は、ガーナでは同性愛は違法であるので、集会は認められないと言った。」

「『政府は、ガーナ人全体の文化、倫理性及び地位をひどく損ねる、このような行為は許せない。』と同氏は言った。」

「同氏は、この法律に違反したことが見つかった場合は、懲戒処分が下されるであろうと警告した。」

「...はっきりとした説明で、**Bartels** 氏は政府の立場を明快に述べた。」

「政府は、提案されている会議は、ガーナのいかなる場所においても認めないものであることを、絶対的に明確にしたい。」

「『自然に反する性的知識は、私たちの刑法の下では違法である。同性愛、レズビアン及び獣姦はそれゆえ、ガーナ法の下では犯罪である。』同氏は言った。」 [19g]

## 社会の扱い及び態度

19.07 米国のシンクタンク Pew は、2007年10月4日に公表された *Global Attitudes Project* において、「調査を受けたガーナ人の 94%は、同性愛は拒絶されるべきものであると思っている。」と指摘した。 [51a]

19.08 BBC は、*ガーナの秘密ゲイ・コミュニティ*という表題の2007年3月14日の報告において、「信心深いガーナでは、同性愛は、輸入された外国式生活様式の選択で、また道徳の逸脱であると見られている。Accra にはゲイバーがあり、そしてゲイ・コミュニティと共に活動する組織もあり、HIV/エイズについての認知は高まっているが、大部分は、それらの活動は地下組織である。」と指摘した。 [19d]

19.09 同じ情報源が指摘したところによれば、

「同性愛が引き込む非難とはその程度のものであるので、いつもは騒々しいガーナの人権組織ですら、ゲイの権利に対するそれらの支援で和らげられる。」

「『そもそも私は、ガーナにおいて、同性愛を推進したいのか否か分からない。』本国の代表的人権組織である、人権及び行政上の正義に関する委員会副委員長、Richard Quayson は言った。」

「『人権組織としては、前に進み出る者がいて、その者の権利が侵害されていると言うなら、その者を保護するのが私の任務である。ガーナ人として、私が公然と出て行き、本国でそれを推進することはできないと思う。』同氏は言った。」 [19d]

19.10 カナダ移民難民委員会は、2006年10月2日に公表された、*ガーナ: 社会及び当局による同性愛者の扱いと国家保護の有用性; 同性愛者の権利を推進するグループまたは協会の名称及び活動* という報告において、述べたところによれば、

「同性愛者の権利を推進するグループまたは協会に関する情報は、調査理事会が相談に応じる情報源の中では、限定的であった。ただし、以下の情報は、このような2つの組織について言及している。ガーナ・ゲイ・レズビアン協会(GALAG)は、1998年、ゲイ及びレズビアンに影響を及ぼす問題に関し、認知度を高めようとする非営利組織として設立された。GALAGの目的には、ゲイやレズビアンに対するさまざまな機会を推進することがあり(すなわち、教育的、人民的、社会的、政治的に)、同性愛者のために代わって活動し、似た目的を持った他の組織と協調し、資産センター設立を考慮して資産と資料を集め、そのような資産に同性愛者がアクセスできるようにする。GALAGはこれらの目的を、相談、教育、訓練、調査、ロビー活動及び意見表明を通じて、実現しようと努める。」

「ガーナ普通教育及び人権センター(CEPEHRG)は Accra に拠点を置き、『ガーナにおける若者、ゲイ、レズビアン、両性愛者及び性転換者である男女のため、全生活局面において、完全で平等な権利の獲得やあらゆる形の差別の排除に向けて努力する』目的で、2003年3月に設立された。CEPEHRGの目的は GALAG に似ており、同性愛者の人権及び性的健全さの必要性の認知度を高めることであり、ゲイ、レズビアン、両性愛者及び性転換者(GLBT)を支援し、GLBTのためにさまざまな機会を奨励し、また似た目的を持った他の組織と協調して、資産センター設立を考慮して資産と資料を集め、このような資産にアクセスできるようにする。他の活動の中では、CEPEHRGは、以下、意見表明、ジェンダー鋭敏化、調査、訓練、教育、人民行動主義、相談及び情報普及に重点的に取り組む。」 [7b]

- 19.11 GhanaWeb は、ゲイとレズビアンが *Takoradi* に侵入という、2010年5月21日付の記事において報じたところによれば、

「ゲイやレズビアンのグループが、*Takoradi* 郊外である東 *Tanokrom* の土壌、特に *Royal Gem Gardens* に集まった際、明らかに、道徳的に許せないことがらを社会的に適合させ評価することは、疑念の光景であった。先週土曜日に起きたこの奇妙な会合には、*Takoradi* で相手に再会するため3地域から出かけてきていた、合計で約60人のゲイとレズビアンが参集した。そのグループは、情報源によると、東部、*Ashanti* 及び中央部地方からやって来た。ゲイ協会の代表、副代表及び事務局長が参加した時もあった。」 [22d]

- 19.12 GhanaWeb は別の報告に続けて、2010年6月4日付の、数千人がガーナで最初のゲイ差別抗議行動に参加という報告を行ったところによれば、

「*Sekondi Takoradi Metropolis* の何千人もの怒る若者が、石油都市でのゲイとレズビアンの仲間に関する最近の報告に対し、大規模なデモを実行した。6月4日金曜日のデモは、ガーナにおける初めてのゲイ差別抗議行動である。千人を超える抗議者は、プラカードを掲げながら大都市の主要な通りを通り抜けながら、彼らの不満を残すべく土砂降りの雨に反抗した。」

「そのデモは、他の宗教グループや関心のある人民からの支援を受け、*Takoradi* のイスラム教のコミュニティが組織した。それは、*Tanokrom* など、都市郊外でのゲイの結婚やパーティの嫌疑に関する最近の報告に続くものである。」 [22c]

19.13 Joyonline が、デイリー・グラフィックの **Natasha Lewis** が 2009 年 9 月 10 日掲載した、*意見: ガーナの同性愛に関する挑戦*という報告において述べたところによれば、

「意見を尋ねようとさまざまな人々に話しかけて、同性愛に関する見方について、大部分の人々がいかに独善的であるのかと、私は驚いた。」

「質問に対する考え方を考慮すると、不本意であったように思われ、そして返ってきた回答は、反復されるプロパガンダに似ていた。たぶんこれは、余りに考え過ぎると、新しく歓迎されない意見が表面化してしまうのではとの、恐れによるものである。」

「**Tema** 出身の牧師、**Chris** は同意した。『大部分のガーナ人は偽善者ぶっていて、開放的ではない。何かを理解しようと努力するのではなく、これ以上議論する必要はないというように、そのことに焼印を押してしまうであろう。これは、同性愛だけでなく、性的なもの何にでも当てはまる。教育不足が原因である。』」

「同性愛を議論することについてのガーナの不快感は、上のメディアや政府にまで伸びてゆく。」

「新聞社や放送局は、金を稼ぐために競っているので、消費者を挑発することには尻込みする。同性愛に関しバランスの取れた批評的な評価をするのではなく、そこには、扇情主義とステレオタイプの再確認がある。」

「**ガーナ・ゲイ・レズビアン協会(GALAG)**の代表、**Prince Kweku Macdonald** は、この不公平な立場の経験があった。『メディアは客観的でないので、客観的な表現はしない。彼らは新聞を売りたいので、もし、私が話し、私が言ったようにそれが示されるのなら、彼らは、私が考えること、私がすることをなぜ私がするのかということ、そして私が直面する課題が何であるのかということ、知ることになるのであるから、メディアは、同性愛嫌悪症についても推進するのである。』」

「『しかし、彼らは毎回それを変える。ラジオにおいてすら、彼らは私に、誰かに向って話をさせ、それからその話を変えるので、私たちにとっては非常に恐ろしいことである。』」 [52a]

## レズビアン

19.14 カナダ移民難民委員会は、2006 年 10 月 2 日に公表された、*ガーナ: 社会及び当局による同性愛者の扱いと国家保護の有用性; 同性愛者の権利を推進するグループまたは協会の名称及び活動*という報告において、述べたところによれば、

「アフリカの同性愛問題の報告を専門に行っているオンライン・マガジン、**Behind the Mask** は、2005 年 8 月、あるレズビアンが、『18 歳の少女をレズビアンに誘い込んだ』ことを理由に、**Accra** で逮捕された後保釈され、そして、『その被害者と自然に反する性行為を行った』ことで起訴されたと報じた。」

「Behind the Mask は、ガーナの現在のレズビアンに関する慣行は、社会による嫌がらせや排斥されることを避けるため、彼女らの性的指向を隠すことである。彼女らは疑いを避けるため、結婚をして子供をもうけさえすることとなろうと報告する。」 [7b]

## トランス・ジェンダーの者

19.15 トランス・ジェンダーの者に関しては情報が無い。

## 20. 障害

20.01 2010年4月7日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* – ガーナが指摘したところによれば、「NPP 政権、NDC 政権双方とも、障害問題に取り組むことを公約していた。NPP 政権は障害者法(法 715)を2006年に通過させたが、全国障害者会議の事務局にとって、適切な場所を配置し見つけることなど、本法律の重要規定のいくつかを実行することが遅くなった。NDC 政権はその後、その会議を始動させた。」 [6b](人民の自由)

20.02 2010年3月11日公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009年: ガーナ (USSD 報告 2009年)*が述べたところによれば、

「法律は、雇用における搾取や差別に対する防御、健康管理などの分野など、障害者の権利を規定している... 政府は、障害者を制度的にまたは公然と差別しなかったが、このような人々は、社会的差別を受けることが多かった。法律は、障害者に、『実際に役立つ限り』公共建築物へのアクセスを与えている。障害者の権利を支援する活動家は、障害者法の実行の遅さ、特に新しい法律を実行するための立法的手段の欠落について、苦情を言った。法律に規定されている法的保護にも関わらず、雇用における障害者に対する差別や、公共建築物が利用できないことが、引き続き問題であった。」 [2b] (第6項)

### 精神障害

20.03 USSD 報告 2009年が指摘したところによれば、

「精神と身体双方の障害者は、虐待や狭量の対象となることが多かった。」

「[...]精神障害者は、追い払うべき悪魔に悩まされると思っている宗教グループがあった。障害を持つ児童への虐待はよく起きた。過年度、障害のある児童が木に縛られるか、市場の売店の下敷きにされ、また一定間隔でむちで打たれ、家族のうちでは障害のある児童が殺されるという報告があった。」

「人権活動家は、悪霊に取りつかれていると思われる者が、何週間もつながら、肉体的に暴行され、そして食物や水を与えられない収容所に、懸念を表明した。その収容所は、精神的疾病を持つ者を標的にした。収容所の監督者は、精神的疾病を『悪魔のような苦痛』と診断し、被害者の悪霊を駆除するため、7日間連続であることが多いが、患者が、食物または水を摂れないようにした。6歳ぐらいの幼さであると推定された被害者もいた。家族は、悪霊が追い払われるように、または、身体あるいは精神の疾病が治るように、

これらの被害者を送り出した。被害者は、治癒したと考えられるまで、収容所に留置された。報告書では、以上の慣行は、Greater Accra、東部、中央部、西部、Ashanti 及び Brong Ahafo 地方で行われていることを示した。コモンウェルス人権イニシアチブ(CHRI)は、現在及び以前の被収容者との面接に基づき、5月に祈りの収容所に関する報告書を公表した。この報告書により、不十分な財政資金が、精神の疾病者を治療している多くの家族が直面する重荷であること、そして、祈りの収容所が利用可能な選択肢であることが分かった。CHRIは、祈りの収容所に関する規制を要請した。」 [2b] (第6項)

第24項医療問題も参照のこと

## 政府機関及び NGO

- 20.04 USSD 報告 2009 年は、「保健省、MESW [雇用社会福祉省]下にある社会福祉局、教育省及び民主主義発展センターなど、障害者に対する差別への取組みに関与している、いくつかの政府機関と NGO がある。」と付け加えた。 [2b] (第5項)

## 21. 女性

### 概観

- 21.01 ガーナは、国連女子差別撤廃条約(CEDAW)の締約国(1980年5月17日)であり、同条約の批准を行った(1986年1月2日)。 [28a]

- 21.02 2006年8月25日、ガーナが、CEDAW を直近で見直したことに関する結びのコメントは、以下のリンクによりアクセスすることができる。

[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/\(Symbol\)/CEDAW.C.GHA.CO.5.En?Opendocument](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/(Symbol)/CEDAW.C.GHA.CO.5.En?Opendocument)

[28b]

- 21.03 2010年4月7日に公表されたフリーダムハウス報告、岐路にある国々2010年 - ガーナが指摘したところによれば、

「最近、ガーナは、ジェンダー問題に対し過敏さを増してきた。NPP 政権は 2001 年、女性児童省(MOWAC)を設立した。そこでは、現存する 2 つの政府機関、女性と発展に関する国民会議及び児童に関する国内委員会に関し、司法権を引き受けた。新しい Atta Mills 政権 もまた、ジェンダー問題の重要性に関する認知を明示し、またこの政権自身が、政権の職務の 40% に女性を任命することを公約した。ただし、この目標の充足は非常に疑わしい。さらに、女性議員数は、2008 年の選挙後 23 人から 20 人に減った。」

「憲法は...女性及び児童の権利を保護する。」 [6b] (人民の自由)

- 21.04 統合地域情報ネットワーク(IRIN)は、*ガーナ：権力を持つ女性 - 徐々に浸透する?*という、2009年2月25日の報告において述べたところによれば、

「ガーナ政権及び治安部隊のトップの地位に女性が到達したことは、このような画期的出来事が、女性の生活において、具体的な利益となるのか否かという疑問を強調することとなった。」

「多くの者にとっては、経済上、女性に権限を与えることから、女性に対してのみならず、全ガーナ人に対しても、最大の後押しがもたらされることとなろう。初めて、女性が、議長、警部及び法務長官の職務を握る…」

「ジェンダーの評価は、サハラ以南のアフリカの大部分よりもガーナの方が良いが、女性は依然として後れを取っている。USAID 開発における女性支援プロジェクトによると、男性が 28%であるのに比較して、女性の 45%が読み書きができない。小学校総在籍者比率は、男児の 85%に対し、女児は 78%である。この在籍者比率は、UNESCO によれば、女児が小学校の児童の 54%を占めている、サハラ以南のアフリカに関しては比較的高い。」 [26b]

- 21.05 2008年4月2日公表された、国連人権理事会が、*人権理事会決議 5/1 – ガーナ付属資料の 15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約において、指摘したところによれば、*

「アフリカの法律と開発における女性(WILDAF)は、ガーナ憲法が、ジェンダーに基づく差別を禁止していることを通知した。CHRAJによると、女性に対する差別は、統治及び意思決定への参加度の低さ、資産入手の少なさ、文化の名において正当化されることの多い、女性に対する有害で差別的な慣行、及び女性に対する暴力など、さまざまな方法でそれ自身を明示している。」 [24b] (7段落)

- 21.06 以下の情報源が、ガーナの女性に関する詳細な統計的情報を掲載している。

世界男女格差レポート 2009年 – ガーナ国別プロフィール

<http://www.weforum.org/pdf/gendergap2009/Ghana.pdf> [42a]

児童の権利に関する条約、世界子供白書 2009年 - 女性  
[http://www.unicef.org/rightsite/sowc/pdfs/statistics/SOWC%20Table%208%20Women\\_111109.xls](http://www.unicef.org/rightsite/sowc/pdfs/statistics/SOWC%20Table%208%20Women_111109.xls) [43a]

## 法的権利

- 21.07 ガーナ共和国憲法(1992年)が、5章(基本的人権及び自由)において述べたところによれば、

「12条2項 ガーナの何人も、その…ジェンダーがいずれであっても、本章に規定されている個人の基本的人権及び自由を得る権利を有するが、他人の権利及び自由並びに公共の利益も、尊重する対象となっている。」

「17条1項 全ての者は、法の前に平等であるものとする。

2項 人は、ジェンダー、人種、皮膚の色、種族的出身、宗教、信条または社会的あるいは経済的地位を理由に、差別されてはならないものとする。」 [29a]

- 21.08 2010年3月11日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009年: ガーナ(USSD 報告 2009年)*が述べたところによれば、「憲法は... ジェンダーに基づく差別を禁止している...ただし、当局による行政は一般に不適切であった。財政資金が限られ、一般にこのような差別に対し、社会の態度が寛容であることが、その永続化の一因となった。裁判所は、特にこれらの禁止を励行するよう命じる権限を与えられた。」 [2b](第6項)

第 25.03 項 移動の自由を参照のこと

## 政治的権利

- 21.09 USSD 報告 2009 年が指摘したところによれば、「女性が、男性と同様に、投票をしたり、または、政治的人生に参加したりすることを妨害する法律はないが、従来から、女性は男性より、指導的立場を獲得する手段がはるかに少ない。230 議席ある中で女性は 20 議席で、また 38 大臣のうち女性は 8 人であった。内閣には 4 人の女性がいて、最高裁判所には 5 人の女性がいた。」 [2b](第3項)

## 社会的及び経済的権利

- 21.10 2008年4月2日公表された、国連人権理事会が、*人権理事会決議 5/1 – ガーナ付属資料の 15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約*において、指摘したところによれば、

「ガーナの女性は職場の大部分を占めているが、COHRE [居住権・強制退去センター]が報告しているように、経済的かつジェンダーによる不平等により、女性は、依然として土地や住居の取得ができないでいる。女性は、卸売及び小売業界の約 85%を占め、またインフォーマルセクターの製造業の約 3分の2を占めているが、家主が請求する、高騰している家賃や前払いの賃料を支払えるほど、十分な収入を得ていない。手ごろな料金の選択肢がなく、女性は、不十分な生活環境であるスラムや、水や適切な公衆衛生を得ることのできない設備に押し込まれることが多い。COHRE は政府に、地代法などの政策の実行に関し、可能なあらゆる段階において、ジェンダーの視点や権利に基づくアプローチを活用するよう促した。 [24b] (39 段落)

- 21.11 2008年2月21日に公表された、国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk: 付録: ガーナに対する使命*が指摘したところによれば、

「男性が家長であるモデルが主流であり、それにより、全ての家庭の雑事が女性や少女だけの義務になってしまう。女性は、家計の主たる収入源ではないことがかなり多いが、男性は、『稼ぎ手』だと見なされている。この労働の性的分業は、女性が男性の支配権に服従することや、社会で維持されている差別的な性的規範に順応することと一致する。この点において、不義は、男性に対しては大目に見られているが、女性にとっては社会的タブーの性質のものである。児童・少女と少年 – は、以上のステレオタイプのジェンダーの役割を自分のものにするため、幼い年齢から教育される。」 [24a] (19 段落)

## 教育

- 21.12 2008年2月21日に公表された、国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk*:付録: ガーナに対する使命が指摘したところによれば、

「ガーナには依然として、2回目及び3回目の千年紀の発展目標を果たす相当な方法を有している。それらの千年紀では、普通初等教育や、全ての教育水準においてのジェンダーの平等の実現を要請している。2005年、初等教育の正味在籍率は、男児でわずか65%であり、女児でも似たようなものであった。男児よりはるかに多くの女児が、小学校から脱落しているため、早期の学校周期の段階から、広い男女格差が表れている。2005年、在籍した女児で初等教育の全課程を修了したのは、(男児の75%に比較して)わずか69%であった。この傾向は中学校でも続き、そこでは、2005年の正味在籍率は、男児は37%で女児は30%であった。

「全ての児童に対して普通教育を実現するためには、極度の貧困が高水準であることが、引き続き大きな障害となっているが、特に女児に対して…」

「貧困は単なるこの問題の1つの側面でしかない。女児の脱落率が高いことは、女児と男児の教育に付随している、差別的価値に根付いたことでもある。多くの家庭が娘に学校を辞めさせるのは、彼らが、教育は単に、家庭内の女児の義務から気を散らせるものと、見なしているからである。援助者は、家族が、女児を学校に入れておく動機を作り出すための、革新的なプログラムに着手した。WFPは2006年、試験プロジェクトに着手した。それは、女児に、出席率85%以上を達成した場合、自宅持ち帰りの給食付きで、小学校後期及び中学校(すなわち、女児脱落のリスクが高い)課程を付与するというものである。国際連合児童基金(UNICEF)は、遠隔地の女児に、彼女らが、朝の家事を終えてまだ時間内に学校に着けるように、自転車を与えた。このようなプログラムは役に立つが、内在する差別的な精神構造を彼ら自身で変えるためには、政府、人民社会及び国際的コミュニティの役割に関し、続けられている努力に代えることはできない。」 [24a] (教育)

第22.07項 児童 – 教育も参照のこと

## 雇用

- 21.13 2008年2月21日に公表された、国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk*:付録: ガーナに対する使命が述べたところによれば、

「既婚女性や子持ちの女性を含む、ガーナ人女性の労働市場参加は、非常に高水準で、実質的に男性の水準と同じである。2003年の人口保健調査によると、ガーナでは、女性の75.1%と男性の75.6%が雇用されていた。女性は、稼いだお金の使用に関し、相当に自主性を持っているようであることも、注目に値すべきことである。調査対象の女性のほぼ4人のうち3人(73%)が、通常、一家の生計手段及び子どもの養育に充当する、彼女らの稼いだお金の使用に関し、ただ1人でその決定に責任を負っていると述べた。都会の女性

より地方の女性が、著しく、彼女らの稼いだお金に関し、完全に管理していると報告した。」

「ただし、労働市場は、ジェンダーによる強い人種差別が残っている。女性は主に、自営業者を含め販売やサービス分野で働いているが、男性は主に、農業や公的部門の仕事で雇用されている。ジェンダー差別は垂直的にも起きている。女性は、支払額の多い技術職には少ない。女性の 3 倍の数の男性が、専門職、技術職または管理職として働いている(10%対 3%)一方で、雇用されている男性の 23%及び雇用されている女性の 16%は、手作業で行う技術職を引き受けている。」

「上述の全てが大きな賃金格差につながり、女性は、男性より稼ぎが約 29%少ない。」 [24a] (雇用)

## 売春

- 21.14 USSD 報告 2009 年は、「売春は違法で、刑事起訴の対象となる。売春は、主要な町や輸送センターで流行している。」と指摘した。 [2b](第 6 項)

## 性と生殖に関する権利

- 21.15 性と生殖に関する権利に関して、USSD 報告 2009 年が指摘したところによれば、「政策により、夫婦や個人は自由に、妊娠の回数、場所及びタイミングを決めることができる。2008 年、調査対象の女性の 98%は、最低 1 回受胎調節法を引き合いに出すことができた。外国の援助機関によれば、生殖可能年齢の既婚女性の 17%が、近代的避妊法を使用していた。出生率は平均して、1 人の女性につき 4 人の子供であった。」 [2b](第 6 項)
- 21.16 本報告が、妊娠について続けて付け加えた。

「妊娠及び出産に対する妊婦管理の利用度は高く、75%を超える妊婦が 4 回以上、妊娠中に訪問している。約 60%の女性が、熟練した付添人と共に出産した。産婦の死亡は、最近の調査で、100,000 人の生児出生につき 451 人であると推定され、最もよくある死因は、出血と伝染病であった。3 分の 2 を超える女性が、出産後 2 日以内に治療を受けたことを報告した。」 [2b](第 6 項)

## 墮胎

- 21.17 2008 年 4 月 2 日公表された、国連人権理事会が、人権理事会決議 5/1 – ガーナ付属資料の 15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約において、指摘したところによれば、

「墮胎の問題に関しては、Ipas ガーナ(Ipas) [女性の健康及び性と生殖に関する権利を促進する組織]が、1960 年刑法第 58 条は、妊娠が、強姦、『女性の大ばか者』の冒とく、または近親相姦の結果である場合、このような妊娠の持続が、妊婦の生命に危険が伴うまたは、身体あるいは精神の健康に有害となる場合、並びに、子供が生まれた際または後に、深刻な身体的異常あるいは疾病に苦しむ可能性があるという、大きなリスクがある場合に、墮胎を規定するため、1985 年に改正されたと指摘した。危険な墮胎は、Ipas が報告するように、ガーナで産婦死亡の単一最高の原因である。1985 年のガーナの墮

胎法の自由化にも関わらず、多くの墮胎は、それを行うための訓練がされていないか、訓練が不十分な提供者により、非衛生的な環境の下で違法に仕向けられることが続いている。ガーナの国内産婦死亡率は、100,000人の生児出生につき540人であり、墮胎に関する死亡は、産婦死亡のうち22~30%を占める。」

「Ipas は、ガーナは、安全な墮胎が利用できるように大きく前進したが、墮胎のケアは、ガーナ全女性にはまだ利用できないことに注目した。2003年、ガーナ保健サービス(GHS)が、危険な墮胎による産婦の死亡や病気を減らす目的の、包括的な墮胎ケアサービスの規定に関する戦略的計画を策定し、大きな歩みが進められた。Ipasによると、汚点や、法律知識及び、法律執行の中での危険な墮胎問題に関する知識の欠如、そして健康管理要員の不足により、安全な墮胎は依然として得難いままである。ガーナでは、墮胎に対する文化的、宗教的及び伝統的汚点が行き渡っている。」 [24b] (30, 31 段落)

## 結婚

- 21.18 2009年に編集された社会制度とジェンダー指数報告、*ガーナにおけるジェンダーの平等と社会制度*が述べたところによれば、

「結婚条例では、結婚は一夫一婦のものであるべきで、再婚を禁じている(合法に離婚していない限り)旨規定している。これは、そのいずれもが一夫多妻を認めている(イスラム聖法の場合、男性は4人まで妻を登録できる)、慣習法とイスラム聖法に矛盾する。結婚条例は、慣習法またはイスラム聖法の下では、2回目の結婚を許可していない。同様に、慣習法により最初の妻を持つ男性は、結婚条例により、次の結婚を約束することができない。以上の法律にも関わらず、古典的法律に基づき結婚した相当数の男性は、重婚状態にある(あるいは、人生のある時点でそのようであったことがある)。ガーナ女性の約22%が一夫多妻関係の状態にある。」 [30a]

- 21.19 2008年2月21日に公表された、国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk: 付録: ガーナに対する使命が指摘したところによれば、*

「男女関係の不平等は、差別的結婚慣行や婚姻関係により持続されている。花嫁を、ある家族から別の家族へ移動させることを伴う結婚は、2つの家族を束縛する契約と受け止められている。全ての民族において、花婿の家族は花嫁の家族に贈り物(お金、商品または家畜)をして、それにより、自身の妻を持つと思うようになる男性もいる。」

場合によっては、特に北部3地域において、贈り物の埋め合わせをするため、若い女性や少女が家族間で交換されることがある。定義上ほぼ、この慣行には、花嫁と花婿双方に対して強制結婚を伴う。その結果、始まりから、衝突と潜在的暴力の種が、結婚の結び付きの中にまかれることになる。」

「一夫多妻は、女性の、下位に置かれた立場を定着させるもう1つの慣行である。2006年ガーナ複合指標クラスター調査(MICS 調査)によれば、5人に1人以上(21.6%)の15歳から49歳の女性が、一夫多妻の結合状態で生活して

いた。一夫多妻は特に、40%近くの女性が一夫多妻で生活する、北部3地域で流行している。」

「1998年児童法は、結婚の最低年齢を18歳と定め、児童の結婚を犯罪としている。ただし、法律が十分に執行されていないため、児童及び早期の結婚はずっと行われている。」 [24a] (19-20 段落)

21.20 2010年7月13日にアクセスした結婚と家族百科事典、*ガーナ - 結婚のプロセスと結婚の種類*のページが述べたところによれば、

「結婚のプロセスそのものは、民族間で多様である。また、夫婦により実現した結婚の種類は、社会経済的地位(例えば、学校教育、職業、収入、財産、居住地)、及び家族、宗教、そして民族的背景など、多数の要因に依存することが多い。ガーナの家族法は、結婚形式の複数の存在を認めている。本国中で、慣習法の結婚、合意婚、イスラム教のルールによる契約婚、及び条例(人民または教会)による契約婚は、全て合法であると認められている。以上の4つの種類の結婚のうち、本国においては、慣習法または伝統法による結婚が結婚契約の大部分を占めている。」 [31a]

第18項民族 及び 第17項宗教の自由も参照のこと

## 離婚

21.21 2008年2月21日に公表された、*国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告*、*Yakin Erturk:付録: ガーナに対する使命*が指摘したところによれば、

「離婚をしようとしている女性は、慣習法と成文法の間に矛盾があるために、未亡人よりも、法的にかなり弱い立場にあることが分かる。1971年婚姻訴訟法(法367)は、配偶者間の財産の分離を予見している。慣習法は、婚姻中に取得した全財産は夫だけの財産と見なしているため、離婚の際、女性は婚姻時の財産の平等な分け前を剥奪されることが多い。もし女性が、財産の取得または維持に『相当に寄与』したことを、自身が証明できるなら、例外規定が適用される。ただし政府は、法367の規定は、結婚の一方の当事者に適用することを文書で明確化した。それに沿って、法20条1項により、裁判所は、『結婚の一方の当事者に、相手方当事者に対しお金の総額を支払うように、または、財産権の裁定あるいはそれに代わるものとして、もしくは、裁判所が公正かつ公平と考える金銭の提供の一部として、相手方当事者に、動産または不動産の財産を譲渡するよう、命じることができる。』政府は、この法の欠陥は、主に一夫一婦制の結婚に適用するものであるということを描いた。従って、法41条2項はこの法を、慣習法による結婚など、一夫一婦制ではない結婚に適用できるようにしている一方で、この法は、慣習法が適用されることを可能にしている。」 [24a] (13 段落)

## 未亡人

21.22 2008年2月21日に公表された、*国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告*、*Yakin Erturk:付録: ガーナに対する使命*が述べたところによれば、

「慣習法は女性の相続権を否定している一方、故人の相続人に、未亡人と子供を扶養することを義務付けている。ただし、多くの場合、この義務でさえ尊重されず、未亡人は、慣習的な相続権を行使する者により、自宅から強制退去させられる。無遺言相続法は、夫の死亡より最初の6カ月以内に、未亡人及びその子供を、家族の家から強制退去させることを犯罪行為とすることにより、強制退去から未亡人を保護することを求めている。残念ながら、この保護的規範は、6カ月経過後に強制退去を認めるというように、誤って解釈されていることが多い。」

「いくつかのコミュニティでも依然として、未亡人に、死亡した夫の兄弟と結婚する(公式または非公式に)ことを要求する、レビレート婚/未亡人を継承している。他のコミュニティでは、その女性は、死亡した夫の別の妻に生まれた息子のうちの1人に、『引き継がれ』る。その男性は、その未亡人と性的関係を持つことが認められているので、これらの結婚は、未亡人に対する社会的支援の手配の域を超えているものである。それにも関わらず、女性は拒絶する立場にはない。もし拒絶したら、彼女らは、家から手荒に放り出され、極貧のままにされることになるかもしれない。」 [24a] (71-73 段落)

## 女性に対する暴力

- 21.23 2008年4月2日公表された、国連人権理事会が、*人権理事会決議5/1 – ガーナ付属資料の15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約において、指摘したところによれば、*

「アムネスティ・インターナショナルは、ガーナでは、女性に対する暴力が広範に続いていると報告した。何年もの熟慮、議論の後、2007年に、ドメスティック・バイオレンス法がついに立法化し、夫婦間レイプの起訴が可能になった。この積極的展開にも関わらず、男女間の平等権を保証するため、さらなる立法改革が必要とされている。さらに、警察に創設された、ドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊は資金不足のままであり、それゆえ、暴力の被害者に対する保護やサービスを保証する際、重大な欠陥に苦しむことになる。居住権・強制退去問題センター(COHRE)は、ドメスティック・バイオレンス法の適切な執行を保証するために、政府が、仕組みを整え十分に資金投入すべきである、と付け加えた。」 [24b] (14 段落)

- 21.24 2010年4月7日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年 – ガーナ*が追加したところによれば、「憲法は...女性及び児童の権利を保護する... 刑法は、強姦、冒とく、近親相姦、誘拐及び強制結婚に取り組んでいる。ただし、ドメスティック・バイオレンス法はまだ、十分に執行されておらず、そして DOVVSU (ドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊)は、十分な資金を受け取っていない。」 [6b] (人民の自由)

## ドメスティック・バイオレンス

- 21.25 USSD 報告 2009年が指摘したところによれば、「特に DOVVSU により要求されない限り、警察は、いくぶん、被害者を支援するための相談能力、避難所、及び他の資源が不足していることにより、ほとんどドメスティック・バ

イオレンスに介入しなかった。本年を通じて、起訴されたり、有罪判決を受けたりした虐待者の数に関して、利用できる統計はなかった。」 [2b] (第6項)

21.26 同じ情報源がまた指摘したところによれば、

「本年を通じて、警察によるドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊(DOVVSU)は、ドメスティック・バイオレンスと闘うため、社会福祉省、国際女性弁護士連盟(FIDA)国内支部、法律扶助委員会、及びいくつかの他の人権 NGO と緊密に協力した。1月から9月まで、DOVVSU は、強姦の報告 283 件、結果 5 件の有罪判決となった 57 件の起訴につながる 136 件の逮捕の報告、そして未調査事件は 217 件であると指摘した。有罪判決を宣告された強姦犯は、5 年から 25 年までの範囲の実刑判決で処罰される可能性がある。冒とく事件も 858 件あった。DOVVSU は、管理されていない 5,458 件の事件を調査した。

「法律はドメスティック・バイオレンスを禁止しているが、引き続き問題である。法律は、軽罪であるドメスティック・バイオレンスに加わる家庭関係にある者は、即決判決で、罰金、2 年以下の懲役、またはその双方を免れないことを規定している。罰金や懲役を科すのに加え、裁判所は違反者に対し、直接、被害者に賠償金を支払うように命じることができる。加重暴行罪は、別個の法律により裁判にかけられる。ただし、ドメスティック・バイオレンス事件の起訴は、依然困難であった。ドメスティック・バイオレンスが犯罪であることが、公に知られるようになっていながらも関わらず、政府職員及び NGO は、新しい法律が被害者の虐待を報告する意思を高めたこと、または逮捕者数に影響を及ぼしたことの証拠を持っていなかった。本年を通じて、DOVVSU などの機関における不十分な資金や物流能力、そしてドメスティック・バイオレンス法の執行が部分的でしかなかったことが、法律の完全適用を妨害した。多くの場合において、被害者は、このような事件を公判に持ち込む際、長時間遅延するため、虐待の報告や検察官との協力に落胆した。被害者は、医者が、警察の診断書に虐待内容を記載するため、徴求する手数料を支払えなかったため、正式に苦情を言い切らないことが多かった。法律はこれらの医療手数料を放棄したが、医者は、診断書に署名することの引き換えに、手数料を要求し続けた。医者が、診断書に署名するための、病院管理学が設定した料率を超過要求したこともあったという、信頼できる報告があった。」 [2b] (第6項)

## 社会的暴力

21.27 2010 年 5 月 28 日に公表された、アムネスティ・インターナショナル報告 2010 年 - ガーナが付け加えたところによれば、「女性や少女に対する暴力は広範に続き、女性 3 人のうち 1 人に影響を与えたと考えられる、家族内の暴力であった。警察による、ドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊によれば、2009 年、女性や少女に対する暴力事件の報告は増加した。」 [17c]

21.28 USSD 報告 2009 年が指摘したところによれば、「女性をセクシャル・ハラスメントから守る法律はなかった。ただし、現行刑法により、起訴されたセクシャル・ハラスメント事件もあった。女性権利擁護団体は、セクシャル・ハラスメントは依然問題であったと報告した。」 [2b] (第6項)

第 22.10 項 児童に対する暴力 及び 第 17.05 項 – トロコシも参照のこと

魔術

- 21.29 国際連合人権理事会は、2008 年 2 月 21 日に公表された、女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk*: 付録: ガーナに対する使命において述べたところによれば、

「女性—そして時には男性—は、家族またはコミュニティの一員に対して、危害をもたらす魔術を行ったとのことで、訴えられる事件が多い。超自然的な力に対する信仰はガーナ文化に深く根付いており、そして、特に郊外地域や教育水準の高くない者の間で、依然広範に保持されている。魔術を行ったとのことで訴えられることは、それゆえ、由々しき結果をもたらす非常に重大な罪である。訴えられた女性は、手荒く彼女らの家やコミュニティから放り出され、肉体的な暴力を受け、そして極端な場合では、殺されもする。」

「重大な影響があるにも関わらず、魔術に関する訴えは容易にもたらされる。コミュニティの一員は、ある女性が魔女であるとか、コミュニティの一員の疑わしいまたは予想外の死のような、説明不可能な悪いことがコミュニティで起きるということを、夢に見ることがある。嫉妬または身代わりを見つけようとする欲求のような、否定的な人間の感情も、魔女の主張の基礎にある。魔女の主張は、成功していて、家父長制の序列への脅威と見なされている女性に対し、故意に仕向けられている場合もあるようである。それゆえ、どんな女性も、潜在的に魔女であると攻められることがある一方で、最も深刻な結果を被る非難の被害者は、家族の保護がなく、告訴人に対し自身を守る能力を有していない、年長の女性であることがほとんどである。」 [24a] (62-65 段落)

- 21.30 2010 年 3 月 11 日に公表された、USSD 報告 2009 年が述べたところによれば、

「本国の北部、北東部及び北西部地域は、魔女信仰が依然として強く、地方の女性は、魔女の疑念に関して、彼女らの家族または伝統的な村の権力者により、追い出された。最も訴えられる魔女は、年長女性で未亡人であることが多く、病気、穀物の不作または財政的不運のような、困難の原因として仲間の村民に特定された。追い出された女性は、疑われた魔女たちが居住する本国の北部にある、『魔女キャンプ』に住みに行き、彼女らの中には、家族が同伴する者もあった。カトリック救済サービスなどの NGO は、食物、医療などの支援を、そのキャンプの居住者に提供した。政府職員や CHRAJ の地方事務所は、北部地域の魔女キャンプにいる女性の数は、近年、わずかに減少したと主張した。」 [2b] (第 6 項)

- 21.31 2009 年 10 月 26 日に公表された米国国務省、*国際的宗教の自由報告 2009 年* が指摘したところによれば、「女性[魔女とされていた]が家に戻れば、正式な法的制裁を受けなかった。ただし、自分たちの村に戻ったり、自分たちに対する罪をとがめる法的措置を追求したりしようとする、殴打されたり殺されたりしないかと恐れる者が大部分であった。」 [2e]

- 21.32 Afrolnews は、*ガーナで魔術が現代医療に出会う*という、2010年3月24日付の記事において報じたところによれば、

「死亡、苦痛及び疾病は、魔女のせいであることが多い。研究データによると、ガーナ人の30%超が、このような邪悪な力はHIV/エイズの広がりの原因ではと思っている...一般的にガーナ人に対して、魔術は日常よくあることである。魔女だと公表された女性は追い出されることが多く、そして特別な村での生活を余儀なくされる。人々は、彼女らを気の毒に思うかもしれないが、これは、悲惨な現実としての、彼らの魔女信仰を変えるものではないように思われる。」 [21a]

- 21.33 GhanaWeb は2010年5月6日、*魔女の責めを受けた女性が、助けを求めて叫ぶ*という記事において報じたところによれば、

「Kukuo の約1,020人のメンバーは、魔女キャンプが激しく、最近のひどい嵐で壊れた75世帯ほどに及ぶ家屋を再建する支援を、NADMO[国家災害管理組織]やNanumba 北部地方議会に訴えていると主張した。」

「northernghana.com との経験を共有する際、北部地方の疑念のある6カ所の魔女キャンプのネットワーク指導者、Mma Abukari Mariama Nakpanzoo は、いくつかの訴えが地方議会やNADMO に対しなされてきたが、何も実を結んだことはなかった、と苦情を申し立てた。」

「Kukuo キャンプに収容された魔女の疑念のある約1,020人には、171人の孫と基礎レベルの学校へ通うわずか64人がおり、そしてアクション・エイド・ガーナが造ったコミュニティに、わずか1つの学校ブロックがある。教育インフラの不足により、中学生は、授業時木の下(原文のまま)に座り、合計で226世帯がある全農業コミュニティは、わずか3つの掘削孔を自慢にしている。」 [22a]

第17項宗教の自由も参照のこと

## 女性器の暴力的な切除

- 21.34 USSD 報告 2009年が指摘したところによれば、

「法律は、女性器の暴力的な切除(FGM)を禁止しているが、本国の北西部地域に深刻な問題として残っており、そして、北東部や北部地域にも、それほどではないにせよ残っている。タイプ II FGM--世界保健機関が、小陰唇の部分的または全体の切除により、クリトリスを切除するものとして定義したが、他のタイプより一般的に実行された。少女が、標準的に4歳から14歳の間に切除された。ユニセフの支援により、ガーナ統計サービスが実施した2008年の調査によれば、北西部の、15歳から49歳の女性の約49%が、何らかの形でFGMを経験しており、それに比較し、北東部では同年齢グループの女性で20%、そして北部地域では5%であった。」

「児童局情報研究擁護部代表、Sylvester Kyei-Gyundi は、悪い文化的慣行 (FGM を含む) に重点的に取り組んだ国民的努力により、有益な結果が生まれた。介入プログラムは、特に北部地域における FGM の普及を抑制することで、いくらか成功であった。従来からの長を含めあらゆる水準の職員が、この慣行に反対であると意見を述べ続けた。そして、地方の NGO は、FGM の廃止を促進するため、また実行者に新しい技術を訓練するため、教育的キャンペーンを続け、彼らが代わりの収入源を探せるようにした。」

「最もこの慣行が一般的であった北西部で、調査対象とした 15 歳から 49 歳の女性の中で、85% はこの慣行は廃止されるべきである、10% は迷っている、そしてわずか 5% が続けることを支持すると述べた。北西部の女性に FGM の普及が低いことは、教育が向上したことと大いに相関関係があった。本年を通じて、慣行の実施者の起訴はなかった。」 [2b] (第 6 項)

21.35 2010 年 4 月 7 日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年 - ガーナ* は、「FGM は犯罪とされてきて、この慣行を終わらせるための複数年にわたるキャンペーンのおかげで、広がってはいないが、ガーナ北部のコミュニティによっては、依然文化の一部となっている。」と指摘した。 [6b] (人民の自由)

21.36 2008 年 2 月 21 日に公表された、国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk: 付録: ガーナに対する使命* が述べたところによれば、

「女性器の暴力的な切除 (FGM) は、伝統的に、ガーナ北部出身のいくつかの民族により実行されてきた。被害者はまた、FGM が大いに普及している、隣国からの移民の間にも見られた。ユニセフは、ガーナの 15 歳から 49 歳の全女性の 5.4% が、FGM の対象であったと見積もっている。」

「1994 年、ガーナはこの慣行を犯罪とした。それ以降、FGM を実行した者に対する起訴の成功が、北西部及び北東部地域で報告されてきた。2007 年、議会はさらに、最高刑を 10 年の懲役刑と重くして、また FGM の実行への関与を理由に、起訴可能な者の範囲を拡大することにより、FGM に反対する法律を強化した。大統領を含む政府のあらゆるレベルの職員も、公に FGM を非難した。」

「ガーナでの、FGM の慣行が減少しているかもしれない兆しがあるが、新しい事例の報告が続いている。人民社会組織や開業医は、FGM がますます、この犯罪に抵抗しそうにない、または報告しそうにない幼い少女に対し、実行されていると指摘した。手続きを実行させるため、どうやら娘を外国に送る家族もいるようである。近隣諸国の中では、FGM が犯罪とされていなかったり、それに反する法律が執行されていなかったりという事実により、そしてガーナ法は領土外には適用されないため、ガーナ当局にとって、たとえ、このような事例を見つけるとしても、行動を起こすのは難しくなる。」 [24a] (51-53 段落)

21.37 2008 年 10 月 17 日に公表された統合地域情報ネットワーク報告、*西アフリカ: 国境を越える FGM 増加中* が報じたところによれば、

「『あらゆる国が、国境を越える慣行を対象とするため、立法するかそれらの法律を見直すなら、最終的には、それが FGM を排除することになると思う。』ガーナ女性児童担当大臣 Marian Tackie は IRIN に語った。」

「西アフリカ諸国の中で、ガーナだけが、本国外での実行者を含むあらゆる FGM/C の全ての犯人を起訴するため、その法律を見直した、と彼女は言った。ガーナでは、少女の叫び声をかき消すために、大声を出すことで割礼式に参加する女性すら、起訴対象となる。」 [26c]

- 21.38 Ghanaweb は、学校が、反 FGM クラブを組織するように促したという、2009 年 2 月 25 日付の記事において報じたところによれば、

「ガーナ女性福祉協会(GAWW)会長 Florence Ali 女史は、この慣行を中断させるため、Sawla-Tuna-Kalba 地区の全ての学校に、反割礼(FGM)クラブを結成するよう要請した。彼女は、教師が、校内においてこのクラブ結成を許可すれば、児童は、FGM に関係して生じる危険についてよりよく知らされ、そして、その情報はその後、彼らの両親に上手く広まってゆくであろう。」 [22e]

第 22 項児童 も参照のこと

## 利用可能な政府及び NGO の支援

- 21.39 2008 年 4 月 2 日公表された、国連人権理事会が、*人権理事会決議 5/1 – ガーナ付属資料の 15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約において、指摘したところによれば、*

「性別に基づく犯罪の被害者が司法にアクセスすることは、CHRI が述べるように別の難題である。トロコシは依然、Volta 地区で行われ、またこの違法行為で 1 人も有罪判決を宣告されていない。1998 年の刑法改正にも関わらず、性犯罪者は阻止されていないままである。大部分の場合、被害者が、単に診断書費用を支払えないと理由で、司法へのアクセスを否定されている。CHRI によると、事件化の長期遅延が重大な問題である。捜査段階終了後、性犯罪の事件が公判に持ち込まれるまで、平均 2 年間かかっている。合理的期間内に公判を受けない者は、問題になっている違法行為に対する偏見なく、解放されなければならないと規定する憲法第 14 条 4 項に従い、犯罪者は解放され続けている。場合によっては、その結果裁判所の遅延は、被害者に重大なリスクを呈する。CHRI は、警察や司法の汚職も、性犯罪の起訴に対する大きな障害であると述べた。AI は、効果的かつ迅速な捜査が、ドメスティック・バイオレンスや FGM のあらゆる嫌疑に対して実行されなければならない、責任を負うべき者が司法に持ち込まなければならないことを示した。」 [24b] (21 段落)

第 15.03 項 人権及び司法に関する委員会 も参照のこと

- 21.40 2008 年 2 月 21 日に公表された、国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk: 付録: ガーナに対する使命が述べたところによれば、*

「ドメスティック・バイオレンス法第7条は警察に、各々の事例の状況が必要とする保護を、ドメスティック・バイオレンスの被害者に与えることを要求している。それでもなお、暴力のリスクのある際に、物理的に女性を保護する設備がほとんどない。本国全体では、非政府の Ark Foundation が運営する女性1人のみの避難所があり、独占的に寄付金に依存している。警察には、家から逃げなければならないが他に行く所がない女性を、翌日に虐待される環境に送り返す前に、夜通しで警察署に保護する以外の選択権がないことが多い。」

「法8条4項により、被害者は法的に、緊急時または生命に危険のある状況では、国の提供する治療を無償で受ける権利を有するが、本規範は実行されていない。代わりに、国営病院や医師が、虐待を確認する診断書を発行するため、新規に15から30セディ(15から30米ドル相当)の手数料を徴求する。ガーナ国民健康保険が対象としていない被害者は、この手数料を自身で支払わなければならない。彼女らが、診断書を無料交付する同情的な医師を見つけられない限り、貧しく無保険の女性は、起訴の成功を獲得するために必要な、医療証明を得るための支払いができないため、犯罪の苦情申し立てを止めなければならない。」

「責任機関である人材開発青年雇用省の、社会労働者の雇用が少なく国内の暴力事件を扱えないため、私が話をする多くの人も、被害者が十分にフォローアップや相談を受けられていないと批判した。このような支援は、専門の非政府組織に委ねられていることが多い。」 [24a] (85-87 段落)

#### 21.41 警察及び司法部門の能力に関し、同じ報告が述べたところによれば、

「2005年、ガーナ警察は、女性少年部隊(WAJU)を、ドメスティックかつ性的暴力に関係するあらゆる犯罪の調査を担う、ドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊(DoVVSU)に改編した。DoVVSUは深刻な資金不足にある。私の訪問時、わずか66の机や事務所、そして320人の職員しかいなかった。ガーナの地方の大部分は、十分に担当することができていなかった。さらに、犯罪を効果的に調査する基本的機器が不足していた。例えば、本国全体で、自由に使用できる車は5台、そしてオートバイは10台しかなかった。実際、これは、ドメスティック・バイオレンスの被害者が、警察を連れ嫌疑のある犯人を逮捕するため、自身の費用でタクシーを雇わなければならないことを、意味することが多かった。」

「警察も、ドメスティック・バイオレンスのダイナミクスやジェンダーの範囲、及び心に傷を抱えた被害者のニーズを十分に理解できるよう、さらに訓練を必要とする。たとえドメスティック・バイオレンス法が、特殊な保障条項を対象にして、このような権能を裁判所のみを与えているとしても、多くの警察官は、犯人と被害者の間で、現場での解決を試みると言われている。」

「私が話をする多くの人も、司法手続きの時間の長さを批判した。ドメスティック・バイオレンス事件は、被害者が勇気や、自身の事件を追及する資金がなくなるまで、数回延ばされることが多い。私たちの議論の中で、法務長官はこの問題を認めた。過重負担である、司法制度を改革する付加的努力は

別にして、理解可能な手法で、ドメスティック・バイオレンスに関する事件を迅速に扱うために、裁判所が特別日を留保しておくべきであると彼女は提案した。」

「法律執行機関が集積したデータに関する問題もある。例えば、DoVVSUが保管している統計は、被害者の性別や犯人との関係を示さず、報告された犯罪の種類にのみ反映している。このようなデータは、特に、ドメスティック・バイオレンス法におけるドメスティック・バイオレンスに関する、性的に中立な定義を考えると、事実上意味がない。」 [24a] (80-84 段落)

21.42 USSD 報告 2009 年が指摘したところによれば、「女性の権利グループは、教育キャンペーンや、女性に職業訓練、法的支援などの支援を与えるためのプログラムにおいて活動的であった。政府が教育プログラムに関わり、また多くの職員が、女性の権利の擁護者であった。」 [2b] (女性)

21.43 2010年9月6日にアクセスした FIDA (国際的女性弁護士協会) – ガーナが、自身のウェブサイトで、「FIDA-ガーナは、ガーナにおける社会の差別的慣行に取り組み、また女性及び児童の権利を推進し保護することを公約した、非営利、無党派の組織[である]。」と述べた。本サイトは続けて、「FIDA-ガーナは 1985 年 1 月、本国内で初めての無料の法的支援サービスを始めた。」と言った。 [40a]

21.44 以下のリンクで、ガーナにある地方及び外国の NGO を掲載している。

Ghanaweb ガーナ関連ウェブサイト: NGO – 地方

<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/directory/cat32.html>

[22f]

Ghanaweb ガーナ関連ウェブサイト: NGO – 外国

<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/directory/cat32.html>

[22g]

第 15 項 – 人権機関、組織及び活動家、

第 22 項 – 児童、第 23 項 不法取引及び 第 8.06 項警察 も参照のこと

21.45 女性児童省は自身のウェブサイトで、その目的は、「女性のための平等なステータスを実現し、児童と女性の権利を行使し、かつ生存、発展、保護及び、発展プロセスにおける、女性、児童双方の参加拡大を推進することにより、ガーナ発展に対する寄与を高めること」であると述べる。 [44]

本リンクは、本省の詳細な情報を掲載し、また 関連する活動や立法手段にもリンクする。

<http://www.mowacghana.net/>

[44]

## 22. 児童

### 概観

- 22.01 国連条約データベースは、ガーナが、1990年1月29日に児童の権利条約に調印し、1990年2月5日に同条約に批准したと指摘した。[55a]
- 22.02 2010年3月11日に公表された米国国務省、*人権に関する国別報告 2009年: ガーナ(USSD 報告 2009年)*は、「その努力は、限られた財政及び物流資源により制限はされるが、政府は、児童の権利及び福祉を保護することを公約した。」と述べた。[2b] (第6項)
- 22.03 ユニセフは、9月7日アクセスしたそのガーナのページで、児童に関する基礎統計を掲載した。  
[http://www.unicef.org/infobycountry/ghana\\_statistics.html](http://www.unicef.org/infobycountry/ghana_statistics.html)  
[45a]
- 22.04 ユニセフは、2009年1月公表したその子どもの貧困と格差についての世界的調査 2007-2008年 - ガーナにおいて、「最新の調査では、人口保健調査、複合指標クラスター調査、及びガーナ生活水準調査のデータベースの詳細な分析を行い、ガーナにおける児童の貧困を批判的に詳説した。さらに、本国における児童福祉を推進するため、採用されてきた政策や法律を検証した。」と述べて、この報告を開始した。本報告は、以下のリンクにより全体にアクセスすることができる。  
[http://www.unicef.org/socialpolicy/files/Child Poverty and Disparities in Ghana.pdf](http://www.unicef.org/socialpolicy/files/Child_Poverty_and_Disparities_in_Ghana.pdf)  
[45b]

## 法的権利

- 22.05 1998年12月30日の児童法は、児童を、「年齢が18歳未満の者」と定義している。法律全体は、以下のリンクによりアクセスすることができる。

女性児童省、1998年12月30日の児童法

[http://www.mowacghana.net/files/childrens\\_act.pdf](http://www.mowacghana.net/files/childrens_act.pdf)

[44b]

- 22.06 国連児童の権利条約は、2006年3月17日に公表された最終報告書: ガーナというその報告において、刑事責任を有する年齢は12歳であると指摘した。報告全体は、以下のリンクによりアクセスすることができる。

[http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dc7b4043c1256a450044f331/ba9c  
cae3e901b5f4c125716200435cea/\\$FILE/G0640957.DOC](http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/898586b1dc7b4043c1256a450044f331/ba9ccae3e901b5f4c125716200435cea/$FILE/G0640957.DOC)

[43b]

## 教育

- 22.07 USSD 報告 2009年が述べたところによれば、

「全ての出生が政府に登録されたわけではなかった。公民権は、本国内または家系内で出生により得られる。出生証明は、就学する法的前提条件ではなかったが、実際には、出生が登録されていなかったために、教育を受けられなかったと報告された児童もいた。

「教育は、幼児学校から初等学校までが義務である。『無償、義務で、普通基本教育』を定める憲法規定に関わらず、両親は、制服や文房具を購入する

ことを求められた。制服は、政府支援の学校全てにおいて強制的である。制服を着用しないと、生徒は退学するよう言われることがある。教科書は政府が供与した。」

「教育省によると、2008～09年度の在籍率は、幼児レベルは94.9%で、女兒は48.6%、そして男児では51.4%であった。初等学校(JSS)レベルでは、有資格児童の80.6%が在籍し、総在籍率の46.7%が女兒で、53.3%が男児であった。家族の収入を補うため働いたり、または最寄りの学校から遠くに住んでいたりしたため、就学しなかった児童もいた。多くの学校は、特に農村地域において、十分な教員がおらず、資金供給も不十分であった。労働力でない児童による賃金減少など、在籍によって生じる間接的経済的コストは、多くの児童の家庭にとって大きな障害であった。加えて、当局は、普通は就学を強要しなかったし、また両親は、児童を学校に行かせなかったことを理由に、制裁を科されることもほとんどなかった。」

「政府は、文化、スポーツなど学校授業料を賄うため、児童1人1年に付き約3セディ(2.08ドル相当)を学校に支払う、人頭補助金プログラムを継続した。全国学校給食プログラムもまた、就学によって生じた雑費を軽減する手助けとなった。本年を通じて、645,000人の児童が、2010年までの100万人を目標にした全国でのプログラムに在籍した。学校昼食プログラムに参加したAccraの児童数は、本年中に倍増し約6,000人となった。」 [2b] (第6項)

- 22.08 2008年4月2日公表された、国連人権理事会が、*人権理事会決議5/1 – ガーナ付属資料の15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約において、指摘したところによれば、*

「CHRAJは、ガーナの基本教育に関する憲法上の保障は、全体としてはまだ実現されてこなかったと報告した。2005/2006年度における政府の人頭補助金スキームの導入は、基本レベルでのあらゆる教育コストを賄ってはいない。至近距離に通える学校がないという結果として、あるいは、両親が、臨時コストを負担する能力がない結果としてかいずれかで、就学しない就学年齢の多くの児童がいる。2006年12月時点で、ガーナでは、約135万7000人の児童が就学していなかったと見積もられている。それと同時に、学校給食プログラムを運営する機関内での、管理不行き届き、汚職や利害関係の衝突について、疑念が飛び交っている。CHRAJは、政府が至急、学校給食プログラムを拡大し、どのガーナ人児童も対象にすると共に、本プログラムの悩みとなっている、疑念のある管理不行き届きの調査を実施することを提言した。」 [24b]

- 22.09 同じ報告がまた述べたところによれば、

「子どものあらゆる体罰に終止符を・グローバルイニシアチブ(GIEACP)はさらに、体罰は学校では合法であると指摘した。教育法(1961年)に従い、2巡目の学校に関するガーナ教育懲罰法は、校長または校長が認める者による、6回までのむち打ちを規定している。2006年時点で、教育省発行の教員用ハンドブックでは、体罰は、最終手段として使われるべきであると述べ、そしてさまざまな代替りの懲罰的手段を掲載した。」 [24b]

第22.10項児童に対する暴力も参照のこと

女子児童に対する教育についての情報は女性 第 21.12項を参照のこと

## 児童に対する暴力

22.10 USSD 報告 2009 年が述べたところによれば、

「法律は、冒とく、近親相姦及び未成年者の性的虐待を禁止しているが、このような虐待は、依然として深刻な問題であった。男子教員が、女子生徒にわいせつな行為をしたり、嫌がらせをしたりする報告が多かった。少女は、これらの事件を両親に報告することに気が進まないことが多く、また、社会の圧力で、両親が当局に出向くことができないことが多かった。本年を通じて、女子生徒へのセクシャル・ハラスメントで逮捕されたか、または、報告された問題を無視して解雇されたかのいずれかで、教員及び校長/女性校長に関する報道が続いた...本年を通じて DOVVSU (ドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊)は、児童冒とく嫌疑の事例 858 件及び冒とく未遂の事例 10 件を受け付けた。」 [2b] (第 6 項)

第 21.32 項ドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊 ...を参照のこと

22.11 2008 年 2 月 21 日に公表された、国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk: 付録: ガーナに対する使命*が、「報告はまた、この問題の正確な規模に関する信頼のあるデータはないが、兄弟、父親、義理の父親など『父親らしき人物』を含み、家族内の男性が犯した未成年女子の強姦が大問題であることを示している。」と述べた。 [24a] (39 段落)

22.12 USSD 報告 2009 年がまた指摘したところによれば、

「農村部での経済的困窮を理由に、都市部へ移住する児童が増加した。生き残るため、自活することを余儀なくさせられる児童が多く、児童労働の発生と退学の双方の比率が上昇した。多くが、街頭で生活している間に保護される見返りに、売春に従事したり性的に搾取されたりするように、18 歳未満の少女が最も脆弱な児童労働者であった。少女は、彼女らの保護者と客の双方により、性的に搾取されたのであった。」 [2b] (第 6 項)

22.13 2008 年 4 月 2 日公表された、国連人権理事会が、*人権理事会決議 5/1 – ガーナ付属資料の 15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約*において、指摘したところによれば、

「子どものあらゆる体罰に終止符を・グローバルイニシアチブ(GIEACP)は、体罰は家庭では合法であると通知した。児童法(1998 年)により、『合理的』かつ『正当性がある』程度の児童への体罰は可能であり、第 13 条 2 項では、『その児童の年齢、身体的かつ精神的状態により、種類または程度において、不合理な児童への懲らしめは正当ではなく、また、児童が、幼い年齢であることその他の理由により、その懲らしめの目的を理解できない場合、懲らしめは正当ではない』と規定している。」 [24b]

第 21.25 項女性 – ドメスティック・バイオレンス も参照のこと

## Kayaye ストリートガール

22.14 2008年2月21日に公表された、国連女性に対する暴力、その原因及び結果に関する特別報告者の報告、*Yakin Erturk*:付録: ガーナに対する使命が述べたところによれば、

「少女は、北部の貧しい地域から、独力で南部の大都市中心部へ移住し、そこで、荷物運び代表(*kayaye*)、非公式の小規模な商人または他の単純労働者として、市場や街頭で働く。少女の大部分は、初めて移住する際わずか10歳から14歳で、もっと幼い者もいる。少女たちは、その約90%が読み書きできず、通常、極貧や機会がないことから逃れるため、移住する。多くの少女はまた、*kayaye*の経験を、後の人生で結婚するため、必要とするであろう品物を得る機会と考えている。」

「搾取や虐待などの家族問題は、少女を家から追い出す付けたしの要素であることが多い。地方文化に従い、従来から、家族の連帯や親族の絆を発展させることを意図されていた、父方または母方の親類と暮らすように、送られる児童もいる。ただし、社会的慣習が衰退して、今日、これらの児童は、彼女らの親類により、搾取され虐待されることが多い...少女たちは、仲間に刺激され、しばしば家族の知識により、大部分が独力で移住しているようである。組織的ネットワークがますます、少女を採用するために貧困家庭に近付いていることを示す報告もある。」

「いったん彼女らが都市中心部に着くと、*kayaye*が、危険でみすばらしい環境で働いている。彼女らは普通街頭に住み、夜を過ごすための屋根付きの場所代を、木製の露天市場の所有者に支払わなければならない。彼女らは、搾取や虐待には弱いので、性行為の見返りに、年長のストリートボーイの『保護』を探し求めなければならないことが多い。結果、多くは、婚外妊娠で終わり、未婚の母として北部に戻ると、追放されることが多い。収入を増やすために時に売春する少女もおり、そのことが、彼女らがいったん家へ戻ると直面する、偏見を増やすことになる。」

「*Tamale*における少女の成長と発達(*GIGDEV*)は、以前の*kayaye*を、職業訓練や基礎教育を与えることにより、社会に戻らせ溶け込ませる手助けをする市民社会組織である...」

「*kayaye*の仕事を完全に辞め、ガーナで増えつつある、児童売春の分野に完全に引き込まれている少女もおり、それはまた、ますます、外国人の児童買春ツアーを相手にした商売になっているようである。少女たちはまた、他の西アフリカ諸国や西ヨーロッパにおいて、売買され、商業的性的搾取の対象となっていると報告された。政府は、2005年に包括的な人身売買法を採択して対応したが、法を執行したり、ガーナの、他の国々との反不法取引協力を強化したりするため、さらに多くのことが実行される必要がある。」 [24a] (56-61段落)

第17.10項宗教の自由 - トロコシ

第21.34項女性 - FGMも参照のこと

## 児童労働

### 22.15 USSD 報告 2009 年が述べたところによれば、

「法律は、雇用最低年齢を 15 歳に、児童に有害とはなりそうもない軽作業に関しては 13 歳に設定し、児童の就学または、学校からの利便を得る能力に影響は及ぼさない。法律は、18 歳未満の者に対しては、夜の仕事や一定の種類危険な労働を禁じており、違反者には、罰金及び懲役刑を科している。ただし、非公式な部門において、児童労働は依然深刻な問題であった。法律により、15 歳以上の児童は、職人や雇用者が、訓練や道具と共に、安全かつ健全な労働環境を有する義務がある、見習い期間を経験することが可能である。ただし、児童労働法は、必ずしも効果的または一貫して執行されず、そして、裁判官、警察、及び労働当局者など、法律執行職員が、児童を保護する規定をよく知らないことがあった。本年を通じて、MOWAC [女性児童省] は、メディア、警察、公務員及び一般大衆を教育するため、児童労働に関する講習を行った。ただし、地方の慣習や貧困により、児童が家族を支援するために働くことが促され、そして、児童労働法を社会的に順守することが徐々になくなった。」 [2b] (第 7 項 d)

### 22.16 2008 年 4 月 2 日公表された、国連人権理事会が、人権理事会決議 5/1 – ガーナ付属資料の 15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約において、指摘したところによれば、

「ガーナにおける児童労働問題は、CHRAJ が述べるように、児童の搾取及び虐待に関するある著名な情報源が扱う、依然として深刻な問題である。CHRAJ は、2006 年 5 月に着手した、ILO (国際労働機関) のグローバル・レポートが、ガーナには、児童労働に従事している児童が約 200 万人いると示したことを、思い起こした。就学年齢の児童が、1 日のあらゆる時間帯に、単純労働に従事しているのを目にするのは、非常によくある光景である。児童の搾取がはびこっている部門には、漁業、農業、鉱業及び採石業がある。CHRAJ によれば、増加しつつある児童に対する強姦や冒とく事件や、結果としての犯罪者に対する低い有罪宣告率が、非常に心配である。」 [24b] (17 段落)

### 22.17 USSD 報告 2009 年が述べたところによれば、

「7 歳くらいの若い児童が、農作業や、家内労働者、運搬人、行商人、鉱山労働者、採石業者及び料金集金人として働いた。児童はまた、牧畜、薪拾い及びレンガ積み作業にも従事した。」

「Lake Volta 地方の漁業は、沈んだ木の根元に引っ掛かった漁網を解くため、深海に飛び込むというような、潜在的に危険な作業に従事している児童労働者が、特に多人数であった。この地方の少女もまた、家事使用人、料理人、給仕及び運搬人として、仕事に従事した。」

「児童労働者は低賃金で、肉体的に酷使された。健康管理はほとんどまたは全く受けず、普通、就学しなかった。」

「政府労働当局者及びガーナ雇用者協会によると、児童労働問題は、公式労働部門では、めったに起こらないことであった。」

「法律は、児童による強制的かつ義務的労働を禁じている。ただし本年を通じて、児童は働くことを強いられ、または両親により、漁村、店舗あるいは家庭で働くために、売られ、賃貸され、または譲渡されたと報告された。児童による強制及び奴隷労働が、行われている程度を決定することは困難であった。」

「1年間家族に送金する見返りに、漁師として働く10歳から12歳の少年のような、性的搾取か労働のために、嫌々ながら奴隷に売られている児童に関する新聞報道があった。この慣行は、一般に困窮した両親の同意に関係することが多かった。メディアは、嫌々ながらの奴隷状態、特に町の行商人や運搬人として、使われている児童についての決まった記事を掲載する。」

「雇用社会福祉省の視察官は、児童労働の規制に責任があり、また、地方労働当局者や地方議会の社会サービス小委員会は、毎年各職場を訪問することにより、そして、違反の申し立てを受ければいつでも現場検証を行うことにより、法律の関係規定が順守されていることを、確認することに責任を負っている。視察官は雇用者に、児童労働違反に関する情報、及び、労働法の規定を順守するための、効果的な手段を提供することを必要とされている。ただし、政府は、以上の努力を行うために、法律の執行及び司法当局に対する十分な資金提供をしなかった。」

「本年を通じて、政府は、ココア部門における5年間の児童労働撲滅国内計画を継続した。その計画は、ココア栽培における児童労働慣行に関し、認知度を高めるイニシアチブを内容としていた。政府は、ココア業界での、最悪の形の児童労働を撲滅する計画を通じ、ココア部門での児童の役割をより理解するため、そして変更を促すため、NGO、労働組合及びココア業界と緊密に協調した。」

「政府は、児童労働撲滅国内行動計画を実施し続け、そしてこの計画を支援するための475万ドルのプロジェクトに関し、6月中、ILO/IPECと協調した。本プロジェクトにより、5,326人の児童が搾取的な児童労働から身を引き、また別の5,753人の児童が、搾取的な児童労働に就かないこととなった。」

「ILO/IPEC(国際労働機関/児童労働撲滅国際計画)政府代表、労働組合会議、メディア、国際組織及びNGOは、児童労働を撲滅するための制度面の能力を拡大することにより、ガーナ児童労働撲滅国内行動計画を基礎にし続けた。NGOや外国政府は、政府の支援により、児童労働を撲滅するためより最近の計画に資金を出した。教育及び鋭敏化のワークショップが、警察、労働視察官、地方政府及びコミュニティに関して実行された。」 [2b] (第7項 d)

## 不法取引

- 22.18 2008年4月2日公表された、国連人権理事会が、*人権理事会決議5/1 – ガーナ付属資料の15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成した要約において、指摘したところによれば、*

「あらゆる形の人身売買を禁じている、2005年12月の人身売買法の一節にも関わらず、CHRAJが報告しているように、児童売買は依然ガーナにおいてはびこっている。CHRAJは、ガーナは、強制労働や性的搾取目的で売買される児童にとって、起点、通過地点であり、そして目的地の国であることに、懸念があることを指摘した。児童は、家内労働者、肉体労働者、漁業の役務、及び性的搾取目的で売買される。CHRAJによると、国際移民機関(IOM)は、本国内における売買された児童数が、何千人にもなると見積もっている。」  
[24b] (16段落)

第23項不法取引も参照のこと

## 児童の保護及び支援

22.19 Ghanaweb は、MOWAC が、児童保護に関する法律の執行努力を強化という、2010年9月6日の報告において述べたところによれば、

「女性児童省(MOWAC)は、児童保護に関する現行法に関し、厳格な執行を監視し保証する努力を強化してきた。それは、自身の子どもや被後見人に対し責任を果たせなかった、両親や保護者を扱うことを公約した。MOWAC 副大臣 Hajja Hawawu Boya Gariba は、そのためこのことを伝え、児童の権利を侵害した人々を監視し暴こうとするメディアを非難し、公平に機能するようメディアに要請した。彼女は、Accra のジャーナリストのための、児童権利問題に関する2日間のワークショップの開会式に臨んでいた。」

「...Hajja Gariba は、両親には児童の生存、成長及び発達を保証するために、果たす役割があると言い、そして、大部分の児童の状況は、社会経済的、文化的、伝統的及び、発展的環境に関する固有要素ゆえに、依然深刻なままであると指摘した。彼女は、独力で生きたり街頭で生活したりしている児童、育児放棄、身体障害児の窮状などの事例が増加しているのは、ガーナの児童に対する、十分な世話や指導が不足していることの表れだと言った。」

「『以上のことは、ガーナの児童に対する、私たちの法的及び道徳的義務を果たすことを、児童の責任の担い手、あなたたちや私ができないか、または単に拒絶していることを示している。』彼女は付け加えた。副大臣は、全体的な児童の発達に向けての政府の努力を補完すべき、関連する利害関係者の役割についての責任が不足しているため、児童は苦しみ続けると指摘した。」

「...『私たちは、ガーナのどの児童の家または養護施設にも、GJA が監督されるべき CCTV がなければならない、という趣旨の立法を提案する。』彼女は付け加えた。」

「児童の権利国際事務局長、Bright Appiah 氏は、ガーナには児童に関する多くの法律があるが、それらの法律を執行することが問題となっていた。彼は、法律と対立状態になった児童に、犯罪者の焼印を押すべきではなく、未成年者をどのように判断するかにおいて、緩やかで創造的であるように、裁判官に訴えた。Appiah 氏は、未成年を鈍感にすると指摘して、

若者と大人と一緒に、本国内の混雑した拘置所に入れておく現在の慣行を非難した。彼は、1993年から2003年の間に、10,488人の未成年が留置所に入れられ、2,164人が大人と一緒に収監され、そして18歳未満の児童用の少年院はなく、地域によっては、12歳未満の377人の児童が留置所に入れられていたことを示した。『これは法律違反であり、全ての者により非難されなければならない。』Appiah氏は付け加えた。GJA代表Ransford Tetteh氏は、児童に関する問題を報道する際、かなり問題に悩まされるように、さまざまな法律のコピーを取るようとメディアを挑発した。」 [22h]

## 養護施設

22.20 IRIN は、西アフリカ: 孤児取引業者から児童を守るという表題の、2009年5月27日付の記事において報じたところによれば、

「ガーナの首都 Accra の養護施設での最近の8カ月の男児略奪は、児童権利擁護者いわく、西アフリカの養護施設一帯にまん延した状況を表した。当局がこの事件を捜査した際、彼らは、施設に住んでいた32人中27人が孤児ではないことが分かった。」

「社会福祉局- 児童福祉及び孤児の監督に責任を負う - による2009年1月の調査は、ガーナの養護施設にいる約4,500人の児童のうち、最高90%が孤児ではなく、また本国全体の148人の孤児のうち、140人が無認可であることを示した、と同局次長 Helena Obeng Asamoah は言った。」

「『私たちは、養護施設が、本国の児童保護法を悪用した程度を心配している。』彼女は IRIN に語った。」

「国連児童基金(ユニセフ)に関して Accra を本拠にした児童保護の専門家、Eric Okrah は IRIN に語った: 『ガーナで養護施設を運営することは、企業化であり、非常にうまく採算の取れるベンチャーとなってきた。』」

「彼は付け加えた: 『これらの養護施設において、児童福祉は利益の動機に次ぐものである。』」 [26e]

22.21 国連児童の権利(CRC)委員会は、2006年3月17日公表したその最終報告書「ガーナにおいて、指摘したところによれば、「本委員会は、HIV/エイズにより弱められた、孤児など児童に関する国内政策指針を歓迎するが、これらの指針が効果的に実施されていないことを、依然として懸念する。さらに、国の集団内の、HIV/エイズにより孤児になった200,000人を超える児童が心配である。本委員会はまた、養護施設数が、増加していることに関する情報に対しても懸念している。」 [43b] (40段落)

第24.05項医療問題 - HIVを参照

## NGO

22.22 開発組織要覧 2010年版は、その多くがガーナで児童の支援を行っている、現在ガーナで活動中の多数の NGO を掲載している。本要覧は、以下のリンクによりアクセスできる。

<http://www.devdir.org/files/Ghana.PDF>  
[46a]

- 22.23 児童権利情報ネットワーク(CRIN)は、ガーナの女性及び児童を支援する組織を掲載している。本ウェブサイトは、以下のリンクによりアクセスできる。  
<http://www.crin.org/reg/country.asp?ctryID=80&subregID=5#LatestRes>  
[56a]

## 23. 不法取引

- 23.01 2010年6月14日に公表された米国国務省、*人身売買報告書、2010年*、ガーナが述べたところによれば、

「ガーナは、人身売買、特に、強制労働や強制売春の対象である女性及び児童にとって、起点、通過地点及び目的地の国である。ガーナ人民、特に児童の合意のない性的搾取は、外国人労働者の不法取引以上によくあることである。国内で売買される児童の移動は、農村部から都心部へか、農業のコミュニティから漁業のそれへというように、ある農村部から別のそれへか、いずれかである。ガーナ人少年や少女は、漁業、家内奴隷、街頭の行商、物乞い、運搬人及び農業における、本国内の強制労働条件が対象である。ガーナ人少女そして、それほどではないにせよ、ガーナ人少年は、ガーナ内では商業的な性的搾取の対象である。国内労働の不法取引者は、一般にフリーランスのやり手で、出身のコミュニティのメンバーに知られている場合がある。無知な両親は、不法取引の犯罪者に協力してしまうことにより、自身の子どもを、強制的な就職あつせん、支配力またはあからさまな販売にさらしているかもしれないことを、理解できないのかもしれない。メディアは、本年を通じて、引合いに出した50人のガーナ人女性が、ロシアでの仕事で採用され、その後、売春を強いられたことを報道する。中国、ナイジェリア、コートジボアール及びブルキナファソ出身の女性と少女は、ガーナ到着後、強制売春の対象である。他の西アフリカ諸国出身の人民は、農業または嫌々ながらの家内奴隷において、ガーナでの強制労働の対象である。不法取引の被害者は、長時間、借金による束縛、支払い不足、肉体の危険及び性的虐待など、極度のひどい扱いを我慢する。」

「ガーナ政府は、不法取引撲滅のための最低基準を十分に守っていない。ただし、限られた資金であるにも関わらず、そうするため相当な努力をしているところである。ガーナは、Lake Volta における漁業での強制児童労働に関する初犯など、増加する不法取引者を起訴し、有罪宣告することにより、法律の執行努力を拡大した。ガーナ警察は、アングロフォン・アフリカ出身の法律執行職員用の地域訓練を主催するため、インターポールとパートナーを組み、そして、政府は、地域レベルで事件をより効果的に管理するため、4地域の反不法取引部隊を編成する措置を講じた。2009年8月、大統領は、前政権が2009年1月に退陣した際、解散していた人身売買管理委員会に新メンバーを指名した。ただし、政府は、不法取引被害者用避難所への資金供給や、不法取引被害者に治療を行うため、NGOや国際組織に支援を拡大することなど、被害者が十分な保護を確実に受けられるように、努力強化を示すことはしなかった。」 [2f] (157 ページ)

- 23.02 売春に関して、この報告が続けたところによれば、

「ガーナ政府は、昨年 1 年を通じて、反人身売買法執行の努力に改善を示した。ガーナは、2005 年の人身売買法(HTA)を通して、あらゆる形の不法取引を禁止している。それは、あらゆる形の不法取引に対して、最低 5 年間の懲役刑を科している。この刑罰は十分に厳しく、強姦のような、他の重大な犯罪に科される刑罰と釣り合いが取れている。2009 年 7 月、ガーナ議会は、HTA に、2000 年の国連 TIP 議定書の字句との統一性を与えるため、不法取引の定義を改正する法律を通過させた。ガーナ警察(GPS)は、犯罪捜査局に反人身売買部隊(AHTU)を保持し、そこでは、2009 年に 31 件の不法取引捜査を開始した。」 [2f] (157 ページ)

### 23.03 この報告は、政府提案の保護を分析した。

「政府は、本年を通して、総体的に被害者保護努力に改善を示した。政府は、このような被害者の特定に、特別に一層の努力を見せたものの、売春をしている女性、または仕事現場の児童などの、弱いグループの中での被害者の特定に、正式な手続きは採用しなかった。政府は、強制労働の被害者用として、不法取引専用の避難所を稼働させ続けた – Accra の大きい地域にある Osu 及び Medina、そして Brong Ahafo 地域にある Atebubu Amant 地方議会に – が、性売買被害者用の避難施設は不足した。政府は、これらの避難所のために、未知の金額の資金を供与した。ガーナ当局は、最も特定された被害者を、NGO が運営する避難所に差し向けた。AHTU によれば、被害者は、公判中及びその後は保護的支援を受け、そして検察官は、彼らの安全を保証し、また彼らの身元を秘密にするため、閉ざしたドアの後方で彼らの調書を作成した。内務大臣の承認により、被害者の得策と見なされる場合は、不法取引被害者は永遠に、ガーナに残ることが可能であるが、昨年を通じて、このような居住を与えられた被害者はいなかった。保護拘置にある被害者を他の設備へ移送させるための、正式な委託プロセスはなかった。政府は、不法取引被害者の特定に関し、法律執行職員にいくらかの訓練を行った。政府は、被害者に、不法取引者の捜査及び起訴に力を貸すように促したが、多くの被害者は、証言を行うことを恐れる児童であった。政府は、本国の生活へリハビリと復帰を視野において、不法取引されたかもしれない内国人に対し、支援を行った。事業を開始するための資本が与えられた被害者もいれば、学校を続けるか商売を学ぶため、援助をされた被害者もいた。政府は、この報告期間中、漁業や鉱業での強制児童労働者を救済し、社会復帰させるため、地方及び国際的 NGO とのパートナーシップを持続させた。」 [2f] (157 ページ)

### 23.04 予防に関し、この報告書は付け加えた。

「ガーナ政府は、昨年 1 年[2009 年]にわたり、不法取引を予防するための新たな努力を示した。本報告期間、不法取引を予防するため、反不法取引教育キャンペーンやワークショップを実施した。反不法取引の職員は、ラジオのトークショーやテレビで、反不法取引のメッセージを定期的に語った。ガーナ移民局は、人身売買に関連する犯罪を暴くため、国境や港のパトロールに責任を負うタスクフォースを保持した。政府は、人身売買を内容とする国内行動計画の原稿を作成した。Accra 都議会は、売春で児童を雇っていたことで知られる Accra の売春宿、Soldier Bar を取り壊した。ガーナは、2000 年の国連 TIP (人身売買) 議定書の締約国ではない。」 [2f] (157 ページ)

- 23.05 2010年4月7日に公表されたフリーダムハウス報告、*岐路にある国々2010年* – ガーナが指摘したところによれば、

「国際労働機関(ILO)及び、その児童労働撲滅国際計画(IPEC)は、人身売買、特に、ガーナでのいくつかの農業及び漁業コミュニティにおける、児童売買に関して懸念を提起した。政府は、反不法取引の努力を調整するための、人身売買タスクフォースを設立して対応し、またこの問題を撲滅するために、2005年に人身売買法(法694)が發布された。現在のイニシアチブには、両親ではなく親戚と住んでいる児童の登録簿を作成するための、法務省の尽力があり、また、『16歳未満の児童の誘惑または売春を引き起こしたり、けしかけたりする』犯罪を、軽犯罪よりむしろ第2級の重罪と指定した。」 [6b](人民の自由)

- 23.06 以下のリンクで、上述のテーマに関しさらに有用な情報を掲載している。

デンマーク移民局、*ガーナでの不法取引被害者の保護*、2008年6月17日  
<http://www.unhcr.org/refworld/country,,DIS,,GHA,,485f6ae32,0.html>  
[41a]

第21.14項 – 売春

第22.01項 – 児童労働も参照のこと

## 24. 医療問題

### 治療及び薬の利用可能性についての概観

- 24.01 WHO 国別共同戦略(2008 -11年)、*ガーナのページ*で述べたところによれば、

「ガーナ・キリスト教保健協会など民間及びNGO部門は、ガーナ、特に農村地域において、健康管理の40%超を提供している。2005年、ガーナは、健康管理への、金銭的なアクセスのしやすさを改善するため、国民健康保険スキーム(NHIS)を導入した。NHISは、末梢部は、地方健康相互保険スキーム(DWHIS)を通して処理されている。本スキームは税金を基礎としており、地方病院レベルで提供される大部分のサービスを対象とする。多くの制限にも関わらず、それは、ガーナ人口の50%超を登録した。2008年、無料の妊婦管理が、NHISが対象とするサービスの範囲に含まれた。」 [32a]

- 24.02 2010年4月7日更新されたIOM報告、*ガーナへ帰る – 国別情報*が指摘したところによれば、

「現在、ガーナには1,433の国営病院などの医療機関がある。加えて、1,299の民間や準政府の施設がある。民間病院は、一般病院から専門施設に至るまであり、介助生殖技術や、一般的な産科婦人科のようなサービスも提供する。公立と私立の医療施設の合計で、ベッドの収容数は20,126床である。

「ガーナにおいて配置された医療インフラや人員にも関わらず、地理的及び財政的条件面で、医療サービスへのアクセスは、人口の大部分にとって大きな障害であることが続いている。医療施設の大部分は、都市中心部や地方の

首都圏に配置されている。農村部にある、少数の施設への着任を拒否する医療従事者は多い。健康管理に対する、不十分で不安定なアクセスの一因となっているもう1つの要因は、医師や看護師の先進国への大量移動である。」  
[47a]

- 24.03 詳細な情報は、2009年3月公表された、オーストリア赤十字社及びアコードレポート、*ガーナにおける健康管理*において見ることが可能である。以下のリンクによりアクセスすることができる。  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1236873017\\_accord-health-care-in-ghana-20090312.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1236873017_accord-health-care-in-ghana-20090312.pdf)  
[57a]

- 24.04 ガーナ国内医薬品情報資源センターのウェブサイトが記録したところによれば、

「ガーナの[この]必須医薬品リスト(EML)は、本国内における医薬品の使用と管理を合理化するための、保健省の継続的な尽力の一部である。この必須医薬品は、人々の優先的健康管理のニーズを満たすものであり、また、大衆の健康の関連性、効能及び安全性の証拠、及び比較コスト効果に関して選択されている。」 [33a]

本リストは、以下のリンクによりアクセスすることができる。

<http://www.ghanadruginformation.org/GHANA%20ESSENTIAL%20MEDICINES%20LIST%202004.pdf> [33b]

## HIV/エイズ-抗レトロウイルス治療

- 24.05 UNAIDS が、2008年7月付の、国別状況ガーナ分析において述べたところによれば、

「ガーナの HIV 国内有病率は 1.9% (2007 年)であり、ガーナには、HIV と共に生きる男性、女性及び児童が約 260,000 人いる。2 番目の国内戦略フレームワーク年次作業プログラム II (2006-2010 年)が、2007 年に実施された。女性及び若者がこの年優先された。2007 年、抗レトロウイルス治療(ART)を施した場所数は、2006 年 12 月の 46 カ所から、2007 年 9 月には 91 カ所に増加した。場所数がこれだけ大きく増加したにも関わらず、ART を施された PLHIV (HIV と共に生きる人々)は、2006 年 12 月の 7338 人から、同期間で 11,534 人にまで増加したのみであった (ART が必要な PLHIV 総数は 69,599 人であった)。ART の摂取を増加させることを目指し、汚名と差別払拭キャンペーンが進行中である。」 [34a]

- 24.06 IRIN は、グローバル HIV/エイズニュース分析、ガーナ国別プロフィールにおいて、国内戦略フレームワーク 2006-2010 年に関し述べたところによれば、

「性感染症や日和見感染症を管理する指針は策定されており、また、抗レトロウイルス療法に関する指針は、策定されているところである。2004 年 12 月 1 日、大統領は、必要な誰にでも、高額の奨励金付きの抗レトロウイルス療法を供与すること、そして、自発的なカウンセリングや試験場所を拡大することを、実行する旨公表した。」

「人的資源の能力は、健康管理関係の作業員数と技術的能力の両面において、全国の HIV/エイズ対応を拡大することに関し、大きな障害である。ガーナは、国外移住率が高いように、高い技術を有した職員の離職者数が多いことで、苦勞している。」 [26d]

- 24.07 WHO は、その *HIV/エイズ治療に関する要約国別プロフィール*、ガーナ ページ、2005 年 12 月において、供与された抗レトロウイルス療法の詳細を掲載した。「第一の投薬計画は、ジドブジン+ ラミブジン+ ネビラピン(またはエファビレンツ)、または スタブジン+ ラミブジン+ ネビラピン(またはエファビレンツ)である。第二の処方計画は、アバカビル+ ディダノシン+ ネルフィナビル、またはアバカビル+ ディダノシン+ リトナビルを増量したロピナビル、あるいは スタブジン+ ディダノシン+ リトナビルを増量したロピナビルである。」 [32b]

### がん治療

- 24.08 アフリカ・オックスフォードがん財団(Afrox)は、2010 年 7 月 20 日にアクセスした最新のウェブページ、*改善するアフリカー 私たちが働くーのがん治療*において、「現在、ガーナには 2 か所 (1 つは首都 Accra、もう 1 つは Kumasi) にしかがんセンターがない。本国内に、がん専門医は 4 人しかおらず、専門のがんの看護師はいない。」と指摘した。 [36a]

### 腎臓透析

- 24.09 2008 年 1 月、ガーナの Accra にある英国高等弁務官事務所が、ガーナにおける、末期腎不全の治療の有効性に関して助言した。その検討の一部として、腎臓透析に言及がされていた。英国高等弁務官事務所は、「[...] ガーナでは、腎臓透析治療が有効である。これは、費用をかければ利用できる。透析施設は十分にあり、順番待ちリストはない。」 [35a]
- 24.10 2009 年 10 月、FCO は、ガーナで供与されている治療水準について、さらに更新するように要求された。対応して高等弁務官事務所が回答したところによれば、

「私は本日 [2009 年 10 月 15 日]、昨年大部分説明されたように、その立場が存続することを確認している Accra の開業医に、さらなる明確化を求めた。ただし、彼らは、透析を提供する唯一の施設は、Accra にある Korle-Bu ティーチング・ホスピタルであり、費用はかなり高く、前払いしなければならず、それ自体、大多数の人々の手が届くものではない、と述べた。利用することが可能であるということは、設備の広範囲の有効性というよりむしろ、こういう要素である。」 [35a]

### 精神的健康

- 24.11 世界保健機関(WHO)は、2007 年 10 月、その *国別要約シリーズ: ガーナ*において報告したところによれば、「ガーナにおける精神的健康サービスは、ほとんどの治療水準において有効である。ただし、大部分の治療は、専門の精神病院(首都近辺にあり、人口のわずかな割合の人々にのみサービスを行っている)を通して行われており、一般の病院や、基礎的健康管理に基づくサービ

スへの、政府の提供及び資金供給は相対的に少ない。提供されているいくつかのコミュニティに基づいたサービスは、私的なものである。」 [32c]

## 25. ガーナ内の移動の自由

ガーナへの及びガーナからの旅行の詳細に関しては、[出口及び帰国](#)を参照

25.01 USSD 報告 2009 年は、「憲法は、本国内の移動、外国旅行、海外移住及び帰還の自由を規定しており、そして、政府は普通、これらの権利を実際に尊重した。法律は、強制追放を禁止しており、そして、政府はそれを使わなかった。」と述べた。 [2b] (第 2 項 d)

25.02 2010 年 6 月 24 日公表されたフリーダムハウス、*世界の自由 2010 年* ガーナに関する国別プロフィールが指摘したところによれば、

「ガーナ人は、警察の科す外出禁止令、治安部隊の立てる道路上の防塞、または市民が運転手に支払いを求めることなど、時々あることにも関わらず、普通は、本国内を通じて自由に旅行できる。道路状況はひどく、そして、自動車事故が、本国内では主な死亡原因の 1 つである。国際連合の統合地域情報ネットワーク (IRIN) によると、2009 年 1 月から 3 月までで 602 人が道路の事故で死亡し、2008 年の同期間の 399 人から増加した。」 [6d]

25.03 社会制度とジェンダー指数は、2010 年 7 月 13 日にアクセスしたそのガーナのページで、「ガーナにいる女性が、移動の自由に関連して、法的制限に直面していることを示すものはない。」と指摘した。 [30a]

[第 21 項女性](#)も参照のこと

## 26. 公民権と国籍

26.01 2010 年 7 月 20 日にアクセスした、ガーナ憲法(1992 年)第 3 章が述べたところによれば、

「第 6 条第 1 項 本憲法が効力を発生している状態において、法律によりガーナ国民である者は何人も、引き続きガーナ国民であるものとする。」

「第 2 項 本憲法の諸規定により、本憲法の効力発生後、ガーナ国内または国外で出生した者は、その者の両親または祖父母が、ガーナ国民であるか、ガーナ国民であった場合、その者の出生日時時点でガーナ国民になるものとする。」

「第 3 項 両親が不明である、ガーナで見つけられた 7 歳以下の児童は、出生をもってガーナ国民であると推定すべきものとする。」

「第4項 両親のいずれかがガーナ国民ではなく、ガーナ国民の養子である16歳以下の児童は、養子であることの効力があるものとして、ガーナ国民であるものとする。」

「第7条第1項 ガーナ国民である男性と結婚した女性、またはガーナ国民である女性と結婚した男性は、議会が定める方法において申請を行った際、ガーナ国民として登録されることが可能になる。」

「第2項 本条第1項は、死亡がなければ、本憲法第6条第1項により、引き続きガーナ国民であったであろう者と結婚していた者にも、適用する。」

「第3項 本条第1項により、ガーナ国民として登録されていた後、女性の結婚が破棄される場合、その女性は、その公民権を破棄しない限り、引き続きガーナ国民であるものとする。」

「第4項 本条第3項が適用する本条第1項により、ガーナ国民として登録された女性の結婚によるどんな児童も、その者がその公民権を破棄しない限り、引き続きガーナ国民であるものとする。」

「第5項 本条第1項による登録に関し男性が申請を行っている際、結婚が、主としてこの登録を得る目的で発効していると、登録に対して責任を有する当局には思われる場合、当局は、申請者に対し、その結婚が誠意を持って発効したことを、当局に納得させるよう求めることができる。そして、当局は、そのように納得した場合にのみ、登録を発効させることができる。」

「第6項 男性が登録を求める場合、本条第1項は、申請者が永久にガーナに居住する場合にのみ、適用する。」

「第8条1項 本条に従い、21歳に達した際、結婚ではなく自発的行為により、ガーナ以外の国の公民権を獲得したか、または保持を続ける場合、ガーナ国民は、ガーナ国民であることを直ちに中止するものとする。」

「第2項 登録によりガーナ国民となり、ガーナ国民になる日後直ちに、他のどこかの国の国民でもある者は、本憲法第二表に規定された忠誠の誓いを行い、また、法律の命じる居住に関する意思の宣誓を行い登録した、その、他の国の公民権を破棄したのでない限り、または、それらの対策を講じるために期間延長を得て、かつその延長期間が失効していないのではない限り、ガーナ国民であることを中止するものとする。」

「第3項 ガーナ以外の国の公民権の獲得または保持の結果、ガーナ人の公民権を失うガーナ国民は、その、他の国の公民権を破棄する際、ガーナ国民になるものとする。」

「第4項 ガーナ以外の国の法律が、その国の国民と結婚する者に、その結婚の効力により、その者自身の公民権を破棄するように要求する場合、その結婚の効力により、その者の公民権が奪われるガーナ国民は、その結婚の解消の際、それにより、その結婚により獲得した公民権をその者が失う場合、ガーナ国民になるものとする。」

「第9条第1項 議会は、本憲法の規定によりガーナ国民になる資格がない者による、ガーナの公民権獲得のための規定を作ることができる。」

「第2項 本憲法第7条に別段の規定がない場合、その者の登録申請時、ガーナの土着の言語を話しかつ理解することができるのでない限り、ガーナ国民として登録されることはないものとする。」

「第3項 高等裁判所は、法務長官による目的のため行われる申請の際、出生によるのではないガーナ国民である者から、その場でその公民権を取り上げることができる。」

「(a) その者の活動が国の治安に好ましくない、または公衆道徳や公益に反すること、あるいは、

「(b) 公民権が、詐欺、偽りの陳述、または、他の不適切あるいは規範に合わない慣行により獲得されたこと」

「第4項 適切な当局により、そして申請または登録後3カ月以内に、場合によっては、本条により、ガーナ国民として登録されるために適用する、あるいは、ガーナ国民として登録されてきた者の、氏名、個々の項目などの詳細を、ザ・ガゼットに公表されるものとする。」

「第5項 議会は、いかなる者による、ガーナの公民権の破棄のためにも規定を作ることができる。」

「第10条第1項 その者の出生時の、その者の親の公民権に対する本章における言及は、その親の死亡後出生した者に関連して、その親の死亡時の、その親の公民権に対する言及であると、解釈するべきであるものとする。」

「第2項 本条第1項の目的のため、本憲法の発効前、その死亡が発生した場合、その親が、本憲法の発効時死亡していた場合、その親が持っていたであろう公民権は、その者の死亡時の公民権であると見なされるものとする。」

[29b]

## 27. 出口及び帰国

27.01 ガーナ憲法第5章：基本的人権及び自由、21段落(1)(g)では、[全ての者に権利があるものとする]ガーナ内を自由に移動するための権利を意味する、移動の自由、ガーナを出たり入ったりする権利、及びガーナからの除籍免除。」と述べた。[29a]